

春日井市総合福祉計画 (骨子案)

2026（令和8）年6月
春日井市
社会福祉法人 春日井市社会福祉協議会

目次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1 計画策定の背景と趣旨.....	2
2 計画の位置づけ.....	3
3 計画の期間.....	4
第2章 春日井市の現状.....	5
1 人口の推移と推計.....	6
2 高齢者の状況.....	6
3 障がいのある人の状況.....	6
4 生活保護世帯の状況.....	7
5 犯罪・再犯の状況.....	7
6 町内会・こども会の状況.....	7
7 各日常生活圏域の状況.....	8
8 春日井市のこれまでの取組み.....	10
第3章 計画の基本的な考え方.....	19
1 計画の理念.....	20
2 基本目標（仮）.....	20
3 重点課題.....	21
4 施策体系.....	26
5 機関・活動主体.....	27
6 地域の捉え方.....	29
第4章 施策の展開.....	31
第5章 介護保険事業.....	67
第6章 障がい福祉.....	69
第7章 計画の推進体制.....	73

第1章

計画の策定にあたって

1

計画策定の背景と趣旨

人生 100 年時代を迎え、健康寿命が延伸していると同時に、高齢者の単独世帯や夫婦のみ世帯の増加が顕著となっており、老々介護や社会的孤立のほか、複雑で複合的な生活課題も顕在化しています。こうした中、団塊ジュニア世代が 65 歳以上となる 2040（令和 22）年には、現役世代が急減するとともに、さらなる核家族化の進行や単身世帯の増加が見込まれ、社会構造が大きく変容することが予測されます。

障がいのある人を取り巻く環境は、社会参加が進展する一方で、課題の複雑化・複合化、社会的孤立の深刻化、地域生活への移行に伴う就労や生活基盤の確保への不安も見受けられます。

また、地域社会においては、価値観の多様化や、家族関係の変化、職場や隣近所などのつながりの希薄化など、日々の暮らしを取り巻く環境は大きく変化しています。

このような状況において、誰もが住み慣れた地域において、自分らしくいきいきと暮らし続けるようにするためには、介護保険や障がい福祉サービスなどの制度福祉を安定的に提供するとともに、地域住民や事業者などの自発的な地域福祉の取組を推進し、制度福祉間の連携や制度福祉と地域福祉の協働を一体的に推進するなど、分野や制度の枠にとらわれず、一人ひとりの状況に応じ、横断的な支援体制を構築することが必要です。

こうしたことから、この度、地域共生社会の実現に向け、第9次春日井市高齢者総合福祉計画、第6次春日井市障がい者総合福祉計画の計画期間の終了に合わせ、これらの2計画と地域共生プラン2025を統合し、新たに春日井市総合福祉計画を策定します。

地域共生社会とは？

社会構造や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」の関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしといきがい、地域をともに創っていく社会

2 計画の位置づけ

(1) 計画の位置づけ

本計画は、次の表に記載の各計画を包含し、一体的に策定するものです。

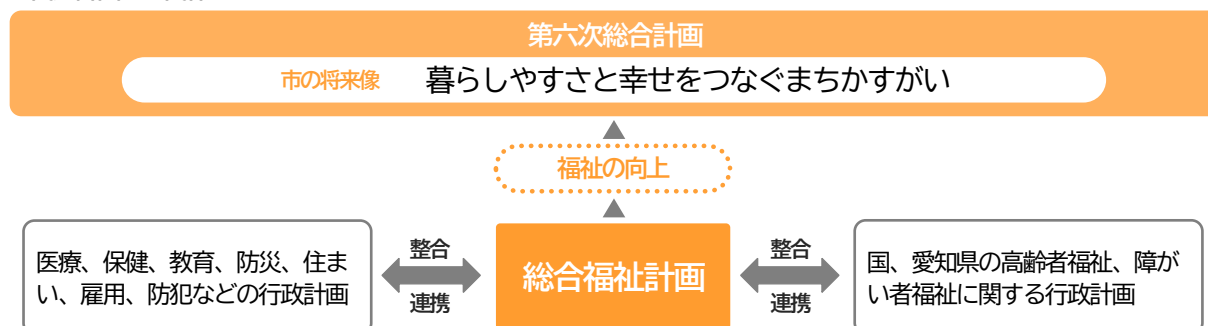
■包含する計画

計画の名称	これまでの位置づけ
老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8第1項に定める老人福祉計画 介護保険法（平成9年法律第123号）第117条第1項に定める介護保険事業計画 地域における医療及び介護の総合的な確保の推進に関する法律（平成元年法律第64号）第5条に定める市町村計画	高齢者総合福祉計画
障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項に定める市町村障害者計画 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項に定める市町村障害福祉計画 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20第1項に定める市町村障害児福祉計画	障がい者総合福祉計画
社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に定める市町村地域福祉計画 市社会福祉協議会による地域住民等の活動・行動計画である地域福祉活動計画 成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）第14条第1項に基づく成年後見制度利用促進計画 再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）第8条第1項に基づく地方再犯防止推進計画	地域共生プラン
認知症基本法（令和5年法律第65号）第11条第4項に基づく認知症施策推進計画	—

(2) 関連計画

本計画は、春日井市総合計画に基づき、本市の福祉施策を推進する指針となる計画です。国や愛知県の高齢者福祉や障がい者福祉に関する計画との整合を図るとともに、高齢者、障がいのある人、児童、生活困窮などの福祉の向上について、医療、保健、教育、防災、住まい、雇用、防犯などの本市の各分野の行政計画との整合性や連携を意識したものとします。また、本計画と理念を共有する重層的支援体制整備事業実施計画を別に策定し、定期的な評価活動や試行的なプロジェクト活動の成果を本計画の進行管理に反映します。

■関連計画との関係

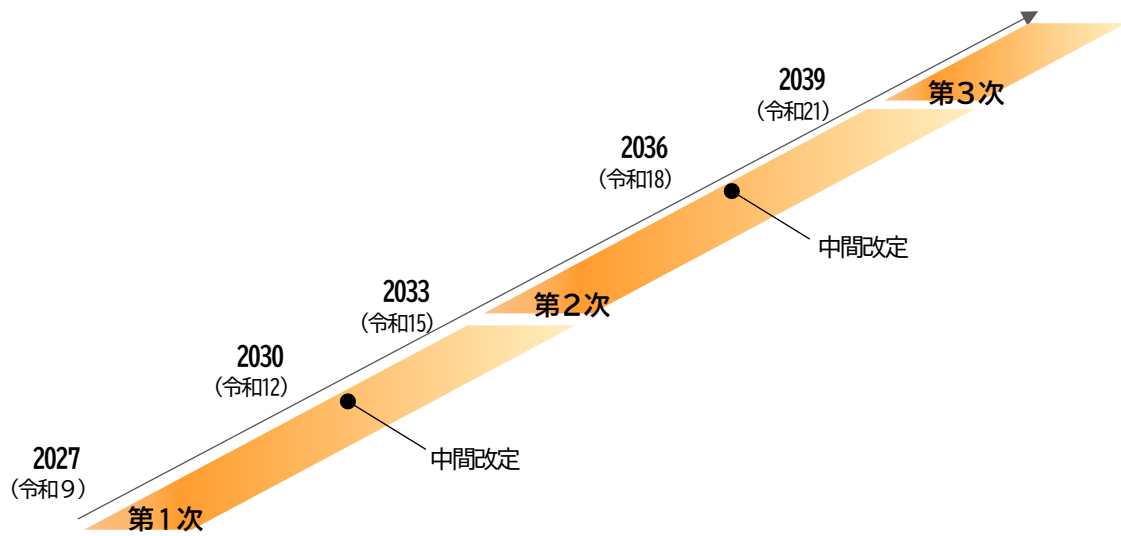


3

計画の期間

本計画の期間は2027（令和9）年度から2032（令和14）年度までの6年間とします。なお、介護保険事業計画と市町村障害福祉計画、市町村障害児福祉計画の計画期間は3年間とされていることから、2030（令和12）年度に中間改定を行います。また、社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて適宜、見直しを行います。

■計画の期間



第2章

春日井市の現状

1 人口の推移と推計

- ・ 年齢別人口
- ・ 出生数
- ・ ひとり親世帯数
- ・ 外国人

2 高齢者の状況

- ・ 日常生活圏域別高齢化率
- ・ 高齢者のみ世帯
- ・ 認知症高齢者数の推移

3 障がいのある人の状況

- ・ 障がい者手帳所持者数の推移と推計（3障がい）
- ・ 自立支援医療受給者の推移と推計
- ・ 難病患者の推移
- ・ 初めて手帳を取得した年齢
- ・ 特別支援学校、学級の児童・生徒数の推移

施策に関連するデータを掲載する

4 生活保護世帯の状況

5 犯罪・再犯の状況

6 町内会・こども会の状況

各日常生活圏域の状況

日常生活圏域とは、住民が日常生活を営んでいる地域として、保健・福祉や医療関連の施設、地理的条件、人口、交通事情など、さまざまな社会的条件や地域の交流状況を総合的に勘案し定める区域で、介護保険法により設定することとされています。本市では中学校区を基本に12圏域（地区）を設定し、地域包括支援センターの担当区域ごとに地域の生活課題を把握し、解決するしくみづくりを展開しています。

① 坂下地区

■ 要支援・要介護認定者（認定率）

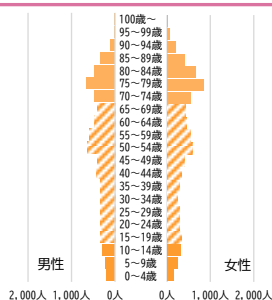
要支援	315人（5.5%）
要介護	730人（12.8%）

■ 主な地域の公共施設（貸館）

坂下公民館、福祉の里 等

■ 地理的な特徴

高度成長期に造成された戸建て団地や県境に近い農村部がある。リハビリテーション病院や地域に密着した総合病院があり医療は充実している。



⑥ 松原地区

■ 要支援・要介護認定者（認定率）

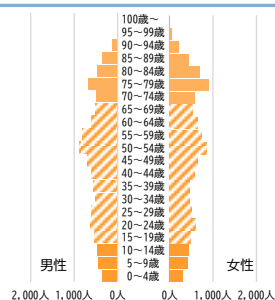
要支援	419人（6.8%）
要介護	834人（13.4%）

■ 主な地域の公共施設（貸館）

グリーンパレス春日井 等

■ 地理的な特徴

昔からの集落が多くみられる。医療機関、福祉サービスが充実している。民生委員・児童委員、地区社協の見守り活動が活発に行われている。



② 高森台・石尾台地区

■ 要支援・要介護認定者（認定率）

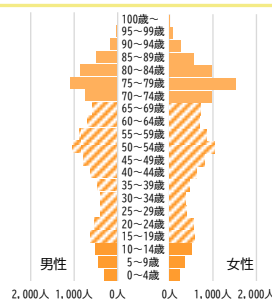
要支援	553人（6.0%）
要介護	954人（10.4%）

■ 主な地域の公共施設（貸館）

東部市民センター、保健センター 等

■ 地理的な特徴

ニュータウン内の大規模住宅地。住民同士のつながりが強く、学校、商業施設と連携した行事も盛ん。モビリティ事業等の先進的な取組みもある。



⑦ 東部地区

■ 要支援・要介護認定者（認定率）

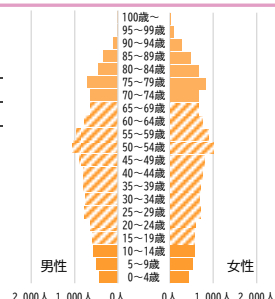
要支援	434人（6.7%）
要介護	914人（14.1%）

■ 主な地域の公共施設（貸館）

総合福祉センター、ささえ愛センター 等

■ 地理的な特徴

JR春日井駅を中心に公共交通機関が整っている。戸建て住宅が多いが、駅周辺には共同住宅が点在。幹線道路沿いに商業施設が立地し、医療機関も充実。



③ 藤山台・岩成台

■ 要支援・要介護認定者（認定率）

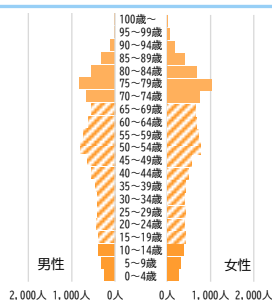
要支援	420人（6.2%）
要介護	699人（10.3%）

■ 主な地域の公共施設（貸館）

グループふじとう 等

■ 地理的な特徴

URの集合住宅が密集する地域。坂が多く高齢者の外出の妨げになっている。多世代交流拠点としてグループふじとうが大きな役割を果たしている。



④ 高蔵寺地区

■ 要支援・要介護認定者（認定率）

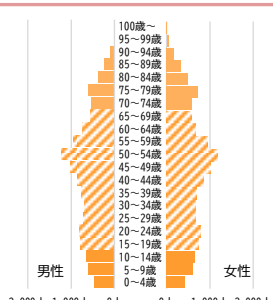
要支援	366人（6.9%）
要介護	633人（11.9%）

■ 主な地域の公共施設（貸館）

高蔵寺ふれあいセンター 等

■ 地理的な特徴

高蔵寺駅周辺に病院や商店などが点在。国道155号を挟んで住宅地があり、昔からのつながりが強くみられる。



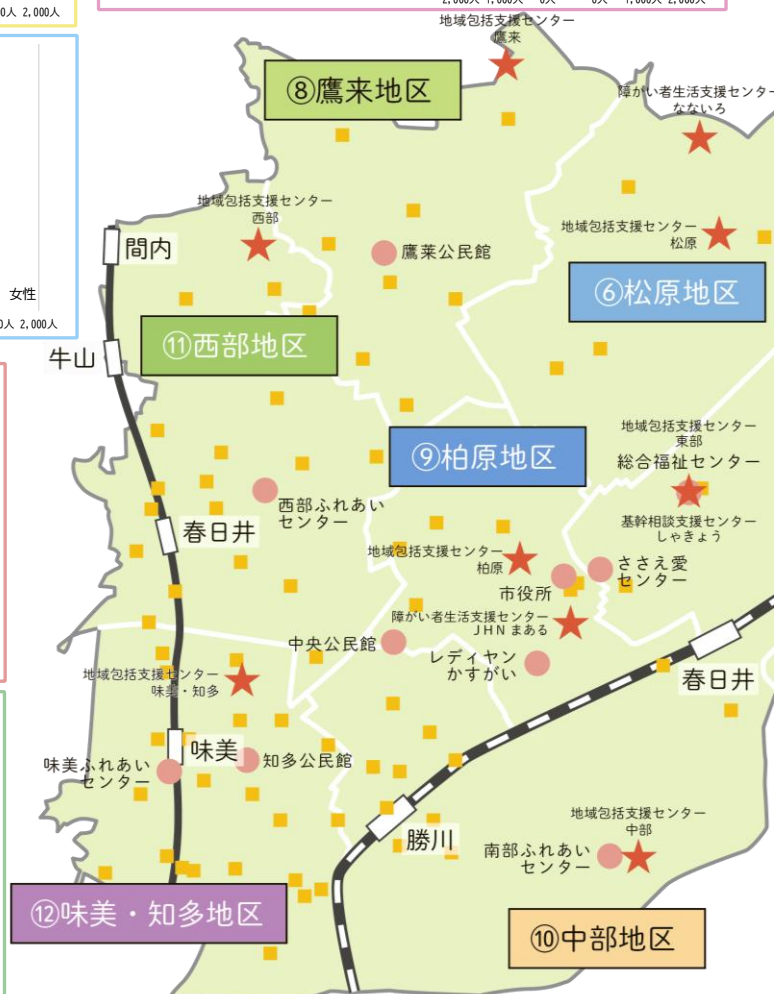
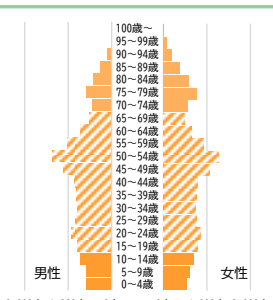
⑤ 南城地区

■ 要支援・要介護認定者（認定率）

要支援	388人（7.2%）
要介護	747人（13.8%）

■ 主な地域の公共施設（貸館）

神領町周辺の区画整理により、人口が増加し、新しい商業施設や住宅が建ちはじめている。交通機関が弱い地域もみられる。



春日井市のこれまでの取組み

(1) 高齢者の地域生活を支える地域包括ケアシステム

本市では、これまで、超高齢化の進展を見据え、地域包括支援センターを中心に高齢者が住み慣れた地域で安心して生活していけるようにする仕組み（地域包括ケアシステム）の構築に取り組んできました。

地域包括支援センターは、地域包括ケアの中核機関として、中学校区を基準とした市内12の日常生活圏域に1か所ずつ設置されており、高齢者やその家族からの介護・医療・生活など幅広い悩みを受け付け、必要な窓口につなぐほか、介護予防の取組や医療・介護の専門職と連携し、高齢者の継続的な生活を支えるなど、さまざまな役割を担っています。そして、定期的な自己評価と市による運営評価を実施し、改善を重ねることで、業務の質の向上と量の拡充を図っています。

さらに、総合福祉センターに基幹型地域包括支援センターを設置し、各センターの総合調整や後方支援を行うとともに、研修などの機会を通じ、市全体における支援の質の向上に努めています。また、在宅医療や介護サービス事業、認知症支援など、高齢者の地域生活についての専門家で構成する地域包括支援センター運営等協議会を設置し、適切な運営の継続に向けた施策の提言を受ける機会を設けています。

医療と介護の連携も進んでいます。春日井市医師会が運営する在宅医療・介護サポートセンターにおいては、医療機関と介護事業所のスムーズな連携に向け、専門のコーディネーターによる関係者への相談支援を行い、在宅における医療と介護の円滑な提供体制の確保に取り組んでいます。また、介護が必要な患者の情報を、インターネットを通じて、医療従事者と介護従事者が共有する取組みが浸透しつつあるほか、医師、歯科医師、薬剤師、看護師などの医療従事者と、ケアマネジャーや介護福祉士などの介護従事者が職種を超えて合同で研修を行うなど「顔の見える関係」の構築を進めています。

また、地域包括ケア推進協議会は、医療と介護の連携、介護予防と健康づくりの一体的な実施体制、地域課題と地域資源開発、認知症の総合的な支援などの効果検証と、関係機関が取り組むべき事項について検討する役割を担っており、市全体で連携して地域包括ケアを推進する体制を構築しています。

■本市における地域包括ケアシステムの構築・進化の変遷

年度	内容
2015 (平成 27)	・ 第 1 層生活支援コーディネーター(現：地域福祉アドバイザー)を設置
2016 (平成 28)	・ 介護予防・日常生活支援総合事業の開始 ・ 介護予防活動や多世代が交流する場の立ち上げや運営を支援するため、住民主体サービスの補助を開始
2017 (平成 29)	・ 世代や分野を越えた重層的な地域づくりを推進するため、第 2 層生活支援コーディネーター(現：地域福祉コーディネーター)を 4 名配置 ・ 地域包括ケア推進協議会を設置 ・ 認知症サポーター上級者養成講座を初開催
2018 (平成 30)	・ 日常生活圏域を 10 圏域から 12 圏域に再編し、各圏域に地域包括支援センターを設置 ・ 基幹型センターを設置。総合調整・後方支援体制を整備。 ・ 在宅医療・介護サポートセンター設置 ・ 認知症初期集中支援チーム及び認知症地域支援推進員を配置
2019 (令和元)	・ 12 圏域で地域協議会を実施 ・ 認知症高齢者等見守り支援事業実施 ・ 地域の業務量の偏在に応じた職員体制とするため、地域包括支援センター職員配置基準を 2 区分から 3 区分に変更
2020 (令和 2)	・ 住民主体による移送支援のモデル事業を開始 ・ 地域福祉コーディネーターを 2 名増員(計 6 名)
2021 (令和 4)	・ 重層的支援体制整備事業に対応するため、地域包括支援センター配置職員を 1 名増員
2022 (令和 6)	・ 医療機関と介護関係者の連携を進めるため、市独自の入退院支援ルールの策定・運用開始 ・ 地域福祉コーディネーターを 2 名増員(計 8 名)
2023 (令和 8)	・ 地域包括支援センターの職員配置を後期高齢者人口に応じた体制に変更

（２）重層的支援体制整備事業による包括的な支援体制の構築

本市では、重層的支援体制整備事業として、本格的に令和４年度から、高齢、障がい、こども、生活困窮などの各分野を超えた属性を問わない相談支援と全世代型の地域づくり、当事者の参加支援を一体的に推進しています。

相談支援体制においては、当事者が抱える困難に加え、その世帯全体を包括的に支援できる仕組みづくりや支援員の資質向上、支援機関の連携・協働など関係性の構築に取り組んでいます。

多様な関係者が一堂に会する「支援会議」では、効果的な情報共有と役割分担を行い、チーム支援を通じて、世帯全体の複合的な生活課題の解決を図り、予防的かつ包括的な支援に取り組んでいます。

地域づくりや参加支援では、居場所づくりに取り組む団体や当事者団体、地域福祉コーディネーターが中心となり、民生委員・児童委員、地区社協、民間企業、支援機関などが参加する「つながりづくりプラットフォーム」（関係づくり・共創の場）を推進しています。高齢、障がい、こども、生活困窮の分野を超えた多様な主体が関係を構築し、地域課題の発見から解決に向けた検討を行い、新たな協働の取組みを創出しています。

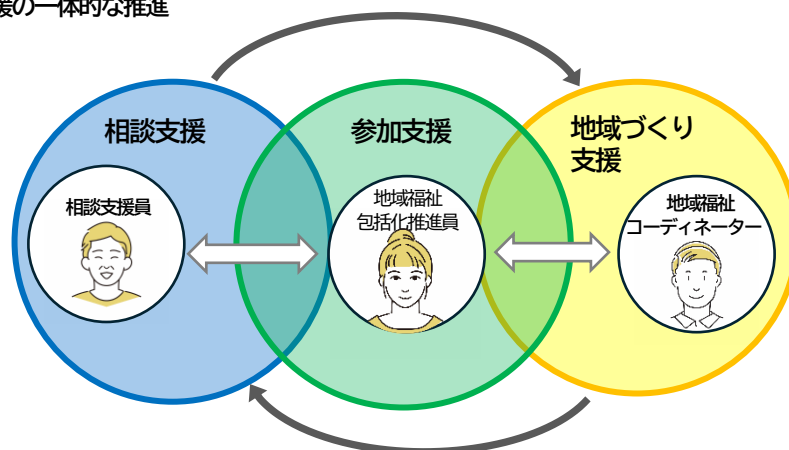
相談支援と参加支援・地域づくりを一体的に実施する体制を構想・推進するのが、「地域福祉包括化推進員」の役割です。ひきこもりやセルフネグレクトなど支援が届きにくい世帯へは、家庭訪問等のアウトリーチを通じて早期発見と関係構築に努め、地域の関係者とも協働しながら、継続的な伴走支援を行っています。

このように、本市の重層的支援体制整備事業は、分野を超えた多様な専門職と地域住民、民間事業者、行政との協働による包括的な相談支援と共生社会が求める社会参加の推進、住民主体の支え合い活動を一体的に推進しています。

【コラム】多様な主体が参画するフードドライブの取組み

本市では、食品ロスの削減と食を通じた支え合いの地域づくりを推進するため、家庭や企業等で使われずに眠っている食品などを集め、こども食堂やフードパントリー等の活動団体に提供する「フードドライブ事業」を実施しています。地域福祉包括化推進員が調整役となり、ネットワーク連絡会などを通して、団体間のつながりや相互協力体制の確保を図るとともに、企業や食品や物品などの寄付をしやすい環境づくりを進めています。参加団体や企業からの寄付件数は年々増加傾向にあり、こども食堂や地域食堂などの地域のつながりづくりの居場所活動と、その支援が広がっています。

図表● ３つの支援の一体的な推進



（３）地域自立支援協議会を中心とした障がいのある人の支援体制の整備

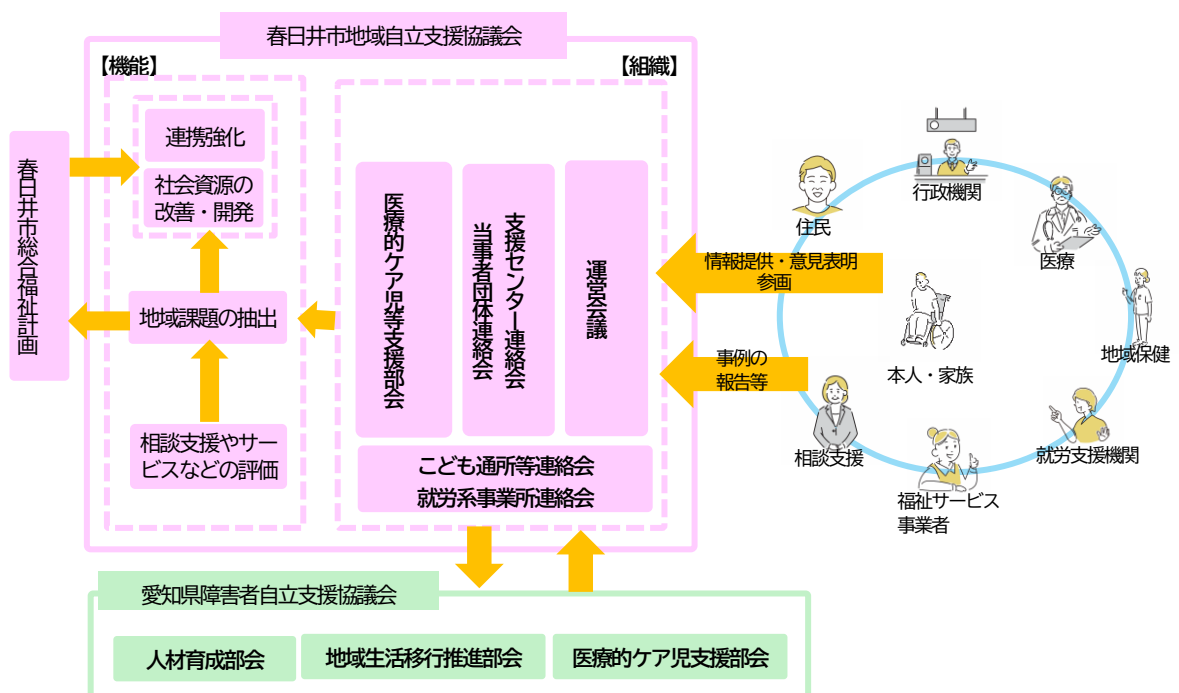
本市では地域自立支援協議会を中心に、障がいのある人が身近な地域で安心して生活できる環境を整備するため、基幹相談支援センターしゃきょうを始めとした障がい者生活支援センターの設置や地域生活支援事業の推進、人材育成に取り組み、障がい者福祉を推進してきました。

地域自立支援協議会は、障がい者総合支援法に基づき、平成 19 年度に設置された市の附属機関で、地域における障がい者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備を行う組織です。障がい者等への支援体制の整備を図るため、関係機関や関係団体、障がい者等の福祉や医療、教育、雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成されます。

地域自立支援協議会では、住まいや就労、医療的ケアを必要とすることにも関することなど、必要に応じて部会を設置するとともに、障がい者生活支援センター連絡会や当事者団体連絡会を設置しています。また、障がい者生活支援センター連絡会や当事者団体連絡会では、地域課題の解決に取り組み、支援員の資質向上のための研修会や講演会を定期的に行ったり、医療的ケアが必要な方向けのガイドブックを作成・配布したりするなど、支援の幅を着実に広げてきました。

障がいへの理解促進にも取り組んでおり、平成 19 年度から続く「チーム・メッセンジャー」は、障がい者生活支援センターが中心となって啓発活動を実施しています。

図表● 地域自立支援協議会の組織と機能



（４）住民主体活動の広がり

本市では、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるようにするため、地域包括支援センターと地域福祉コーディネーターが連携し、住民主体の支え合いによる地域づくりを推進しています。地域では、見守りや生活援助などの訪問型サービスのほか、体操や運動、趣味活動、交流、茶話会などの通所型サービスが展開されており、高齢者サロンや見守り活動、体操教室、健康麻雀など、それぞれの地域の特性を活かした活動が行われ、徐々に活動の幅が広がっています。

こうした住民主体活動の推進において中心的な役割を果たしているのが地域ケア会議です。地域包括支援センターが把握した地域生活課題について、地域福祉コーディネーターが協働し、地域の関係者が話し合い、課題解決に向けた取組みを創出しています。こうした取組みは、当初は、複雑な課題に対応する基盤を整備するところから始まりました。その後、地域包括支援センターが把握した課題を住民や事業者などと共有し、地域主体による解決策の創出や地域資源の開発へと重点を移し、地域の支え合いの仕組みづくりを着実に進めています。

地域づくりの取組みは、高齢者の地域包括ケアシステムを背景としており、高齢者への支援が中心となっています。障がい者生活支援センターの相談員によると、障がいのある人の困りごとについては、福祉サービスの利用につなげることが多く、地域とのつながりは少ない状況です。また、子育て世代については、地区を担当する保健師が、個別の地域生活課題の把握に努めているところです。今後は、障がいのある人やこども、ひきこもりなどの社会的に孤立した状態にある人など、より幅広い住民に関わる地域生活課題に向き合うことが求められます。

図表● 地域ケア会議・地域協議会などによる住民主体活動の創設



主な住民主体活動（仮）

日常生活圏域	2020（令和2）年度	2021（令和3）年度	2022（令和4）年度	2023（令和5）年度
坂下 地区		見守り活動	見守り活動＋交流会	
			訪問型サービス	
				送迎サービス
				地域勉強会
高森台・ 石尾台地区	地域の居場所（地域で気軽に参加できる場）			
	既存集会場の活用（移動負担の少ない集会所の活用）			
	助け合い活動			
	孤食予防			
		介護予防・交流の場づくり		
			見守り活動（見守りステッカー）	
			介護予防体操教室	
藤山台・ 岩成台地区				家族介護者のための交流会
				自宅サロン（友人同士の集まりの場）
		運動サロン「藤山台運動サロン『グリーンクラブ』」		
			フードパントリー「岩成台西」	
			フードパントリー「岩成台」	
			運動サロン「岩成台自治会運動サロン」	
			運動サロン「サボテン年輪会」	
			体力測定会	
			ちいき食堂	
高蔵寺 地区	助け合い活動（交流促進）			認知症家族介護者のための交流
		助け合い活動（困りごとの解決）		
			訪問お助けサービス	
				体操サロン
南城 地区				訪問型お助けサービス
	ラジオ体操【竹之越公園】			
		ラジオ体操【いずみ公園】		
			ラジオ体操【神領住宅集会所横の公園】	
				体操サロン【おもて公園】
松原 地区				体操サロン【十三塚児童遊園】
	地域住民交流の場			
		交流カフェ		
		体操サロン		
		地域見守り		
		地域見守り（移動スーパーと連携）		
			健康麻雀「すずめの会」	
			健康麻雀	健康麻雀＋体操「ゆんたく」
			ベンチ設置運動	ウォーキングクラブ
				地域見守り「桃花源おたっしや便」
				交流サロン「我達人クラブ」
東部 地区				交流サロン「屋台みこって」
	見守り活動			
		フレイル予防		
		見守りネットワークづくり		
			いきいき食堂	
			運動サロン	
			カフェサロン	
				訪問サービス
				地域住民交流の場
鷹来 地区				たすけあいパーキング
		見守り活動（あんしんみまもり登録）		
			交流サロン	
				茶話会
				畑サロン

日常生活圏域	2020（令和2）年度	2021（令和3）年度	2022（令和4）年度	2023（令和5）年度
柏原地区		高齢者のいきがいづくり活動「手仕事プロジェクト」		
		グラウンド・ゴルフ		
		交流サロン「ひだまり会」		
		ラジオ体操		
		健康マイレージチャレンジ		
		コーヒーサロン		
中部地区		介護予防体操教室		
		交流サロン「にここサロン」		
		交流サロン		
		体操サロン		
		ちょっと話し隊		
		見守りプロジェクト		
西部地区		ひとり歩き高齢者声掛け訓練（グループホームと地域のつながり）		
		地域見守り（おれんじプラスカフェと連携）		
		男性向けサロン		
味美・知多地区		認知症見守り体制の構築		
		多世代交流活動		
味美・知多地区		ラジオ体操【中野町】		
		見守り活動		
		カフェサロン		
		SNSの普及活動		
		ラジオ体操【知多町】		
		家族介護者のための交流		

各圏域の住民主体活動を
さらに詳しく知りたい
場合はこちらから →



（市社会福祉協議会ホームページ）

（５）地区社協（地区社会福祉協議会）の取組み

地区社協は、「自分たちの地域を良くするには、まず自分たち自身で取り組もう」という住民意識のもとに組織された地域福祉活動の推進母体です。現在、市内で 44 団体が共生サロンや見守り活動など、それぞれの地域に根差した活動を実施し、町内会と協力しながら住みやすいまちづくりをめざして活動しています。

地区社協、区・町内会・自治会は、それぞれ地縁に基づく団体です。本市では、町内会の役員を輪番で担っていることが多く、町内会役員の役割の一環として地区社協が認識されている地域もあります。このため、町内会の活動が活発な地域は、安定的に運営されている一方で、そうでない地域では役員の担い手不足が顕著で運営が不安定なところもあります。また、地区社協を単独で運営している地域では、「地域をよりよくしたい」想いをもった役員が熱心に運営していますが、次世代の担い手がなかなか見つからないとの声も聞かれます。

今後も、地区社協と町内会が連携し、よりよい地域づくりを進めていくことが必要です。

一般事業

それぞれの地区の実情に応じた福祉活動を区・町内会・自治会と協力して行う事業。

〔例〕 盆踊り、敬老会、ラジオ体操

つながりづくり事業

孤独・孤立を防止し人と人とがつながり支え合える関係を構築する事業。

〔例〕 三世代交流グラウンドゴルフ大会

共生サロン

地域で生活している誰もが気軽に集まりふれあいを通して仲間づくり、生きがいづくりを行うことで孤独・孤立を防止し相互に支え合える関係を構築することを目的として交流する場。

※各地区社協では、地域のニーズに応じたサロン活動を行っています。

〔例〕 高齢者等サロン、子育て・子育て支援サロン、地域食堂

地域見守り事業

高齢者や障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らせるようにするため、定期的な見守りや軽易な日常生活支援を地域住民の参加と協力により行う取組み。



第3章

計画の基本的な考え方

1 計画の理念

【イメージ】

すべての市民が人生100年時代に住み慣れた場所で自分らしく生活できるまち

2 基本目標（仮）

地域と人がつながり、支え合う仕組みを創る

住民、企業、団体がそれぞれの役割を活かし、日常のつながりを通じて、誰もが互いを気に掛け合い、支え合える地域づくりと協働の基盤づくりを図ります。

自己決定を尊重し、社会参加を支える体制を築く

自らの意思で人生を選択できるようにするため、意思決定支援を推進するとともに、地域社会の一員として多様な活動や就労に参加できる環境の整備を図ります。

住み慣れた地域で、自分らしく安心して生活できる環境を整える

医療・介護・福祉の専門職が連携し、包括的なケア体制を構築することで、誰もがいつまでも住み慣れた場所で安心して自分らしく暮らせる生活環境の維持と充実を図ります。

重点課題1 福祉サービスの担い手確保と育成

福祉サービスの現場では、担い手の不足が常態化しています。

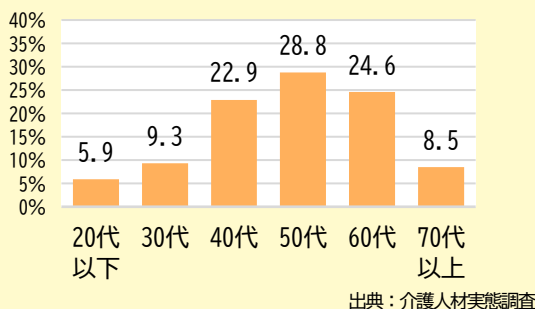
また、現在、現場で活躍しているヘルパーの年齢構成は50歳代が最も多く、20歳代が少なくなっています。離職率も15.2%となっており、なかなか定着しない状況です。

今後、さらなる高齢化の進展に伴い、介護サービス需要の増加が見込まれる一方で、少子化により生産年齢人口（15～64歳）が減少し、介護分野だけでなく全産業で人材獲得競争が激化することが予測されます。

また、障がい福祉の現場でも担い手が不足しており、多くの事業所で募集しても応募者が少なく、新たな人材確保に苦慮している状況が見受けられます。当事者や障がい者生活支援センターからは、「ヘルパーや訪問診療は、夕方の利用が難しくなっている。」、「移動支援や行動援護を行うヘルパーや余暇活動の場が不足している」との声も聞かれます。安定的な福祉サービスの提供に向け、担い手の身体的・精神的な負担の軽減や処遇の改善など、担い手の確保に取り組むことが必要です。あわせて、安定的な福祉サービスの提供に向け、担い手の身体的・精神的な負担の軽減や処遇の改善などによる人材の確保に加え、専門性の向上を図るための育成や、働き続けられる環境づくりによる定着支援に取り組むことが必要です。

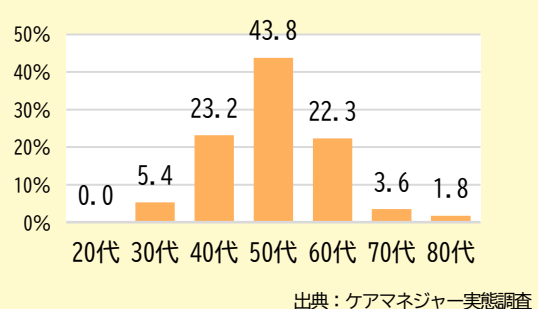
訪問系介護職員の年齢は40～60代が7割以上を占め、20代以下は1割未満

■図表● ケアマネジャーの年代別の割合



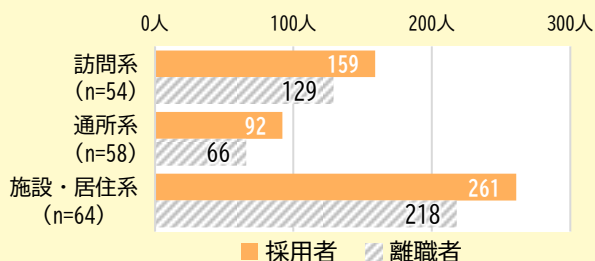
ケアマネジャーの年齢は40～60代が9割を占め、20代は0

■図表● ケアマネジャーの年代別の割合



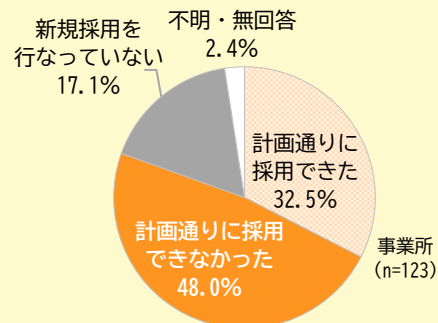
すべてのサービス系統において、採用者数と離職者数が拮抗

■図表● サービス系統別の採用者数及び離職者数



障がい福祉サービス事業所における新規採用は計画通りできなかったが5割

■図表● 直近1年の障がい福祉サービス事業所の新規採用の状況



重点課題2 総合的な権利擁護支援の推進

現在、高齢者・障がい者の権利擁護支援を取り巻く状況は、対象者ごとに特有の課題を抱えています。高齢者については、認知症高齢者や単身高齢者の増加により、成年後見制度へのニーズが拡大しています。一方、障がいのある人については、金銭管理の困難さが恒常的に存在するほか、「親なきあと」に対する将来への不安が非常に強く、これらを含めた権利擁護支援は当事者が地域で安心して暮らすための喫緊の課題となっています。

成年後見制度は、対象者の権利を守る重要な制度として活用されてきました。一方で、本人の意思が十分に尊重されにくい面や、制度が終身にわたって継続される点など、当事者の負担が大きい点が課題とされてきました。

こうした背景のもと、2026（令和8）年に民法が改正され、現行の「後見・保佐・補助」の3類型を「補助」に一元化し、①必要最小限の権限付与による「オーダーメイド型」支援への転換、②期間限定利用（「終わる後見」）の導入、③本人の意思決定支援の制度的位置づけの明確化、がなされたところです。

本市においては、春日井市社会福祉協議会が運営する「高齢者・障がい者権利擁護センター」を成年後見制度の利用を促進する中核機関*として位置づけ、成年後見制度の相談支援や市民後見人の育成、日常生活自立支援事業等の利用など総合的な権利擁護支援を進めてきました。

今後は、後見人への支援や市民後見人の確保・育成、日常生活自立支援事業の利用促進、関係機関との連携強化を図ることが必要です。さらに、民法改正に伴う終わる補助制度の導入を踏まえ、重層的な権利擁護のネットワークを構築する役割が求められます。

あわせて、地域包括支援センターや関係機関との連携をさらに強化し、中核機関の機能充実を図ることが必要です。

〔成年後見制度の改正のポイント〕

① 法定後見制度3類型を「補助」に一元化



制度の簡素化であると同時に、類型ごとに一律に権限を決めるのではなく、個別の状況に応じた支援設計を可能

② 支援内容を個別に設定する「オーダーメイド型」へ



「必要以上に権限を持つ後見人に生活全般を管理される」のを回避可能

③ 終身制の廃止



制度利用への心理的な抵抗感が大きく軽減されることが期待



遺産分割や不動産の処分など、必要な事務の範囲で代理権・取消権を限定でき、必要がなくなれば、終了できる。

*中核機関：成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づき設置する、専門職による専門的助言等の支援の確保や、地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関。

重点課題3 多様な障がい特性に対応した支援体制の構築

近年、医療的ケアや強度行動障がいなど、特別な配慮を必要とする人への対応が課題となっています。当事者団体や障がい者生活支援センターからは、「看護師が不足しており、医療的ケアに対応できるショートステイやレスパイトの受け入れがほとんどない。特に夜間配置のない事業所が多い。」との声があります。医療的ケアについては支援を行う担い手が不足、強度行動障がいについてはその障がい特性への対応の難しさから社会資源が不足しています。これらの課題に対応するため、人材育成や研修体制の強化など支援体制の強化が必要です。

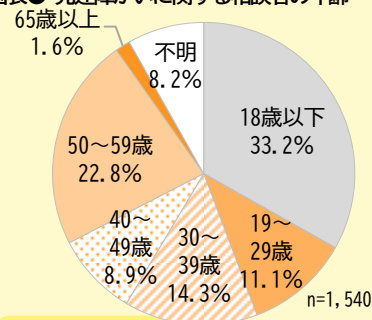
また、8050問題やひきこもり、生活困窮など生きづらさを抱えながら課題が複雑化、深刻化する世帯が増加しています。その中にはこれまで見過ごされてきたり、支援が途切れてしまった発達障がいのある人も見受けられます。

発達障がいのある人やこどもは増加傾向にあり、個々の特性に応じた適切な支援のニーズが高まっています。乳幼児期や学童期などにおいては、健診による早期発見と必要な支援へのつながりを適切に行える体制の構築が必要です。青年期・成人期においては、就労場面での困難から離職・転職を繰り返すケースが多く、就労移行支援や就労定着支援の拡充等が必要です。また、必要な支援へのつながりや、安定した生活基盤を確保するためには福祉・労働・保健・医療の各分野が連携した包括的な支援ネットワークの構築が求められます。

障がい福祉の支援ニーズが多様化する中、各分野の支援者がより連携を密にし、必要な人が必要な支援に速やかにつながる体制を整えるとともに、ライフステージの節目においても支援が途切れることのないようにするため、地域全体で包括的な支援体制づくりを推進することが必要です。

あいち発達障がい者支援センターにおける相談者の約6割が19歳以上

■図表● 発達障がいに関する相談者の年齢

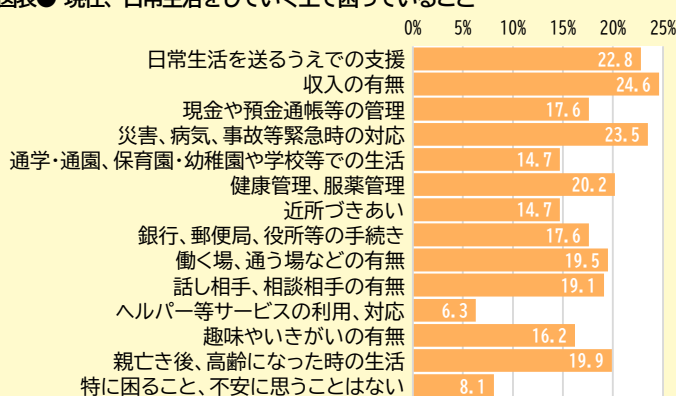


大学入学、就職、一人暮らしがきっかけとなることが多い

出典：●●●

発達障がいのある人は、日常生活のほぼすべての場面で多くの困難を抱えている

■図表● 現在、日常生活をしていく上で困っていること



■ 発達障がいのある人 (n=180)

出典：春日井市福祉に関するアンケート調査

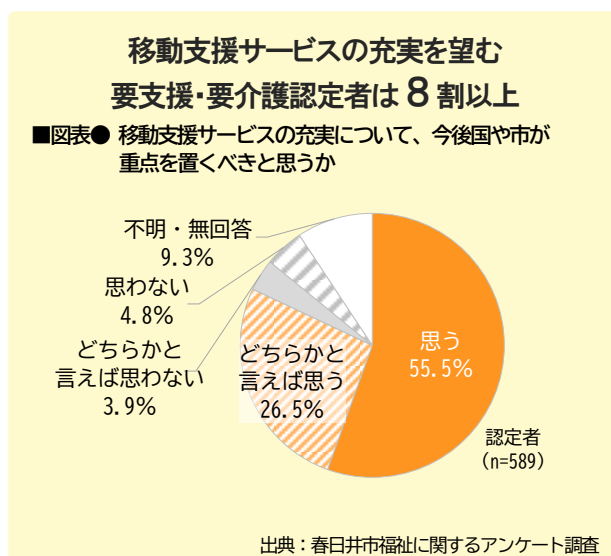
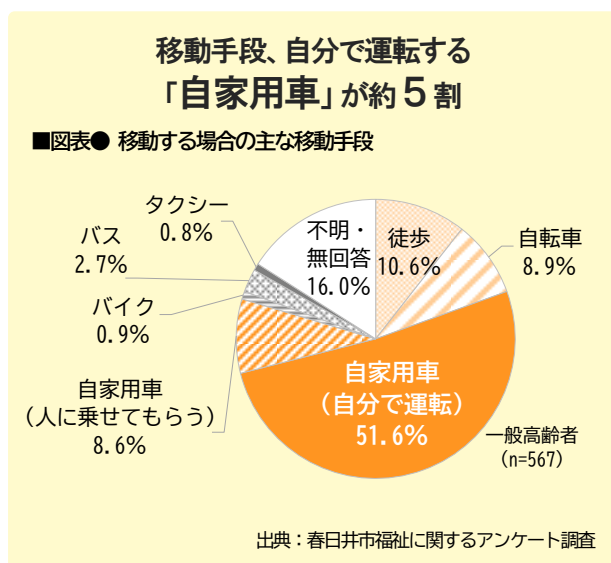
重点課題4 日常生活における移動手段の確保

本市では、日常生活における移動について、公共交通機関よりも自家用車を利用する市民が多く、65歳以上であっても60%の市民が自家用車を利用しています。

地域によっては、徒歩圏内に医療機関や店舗が立地していない場合もあり、高齢者の運転免許返納後の移動手段の確保が必要です。公共交通による一定の移動手段は確保されているものの、利用状況や時間帯などによって移動が困難となる場合には、通院や買い物といった日常生活に支障をきたすおそれがあります。また、外出機会の減少は社会参加や地域とのつながりの希薄化につながり、社会的孤立を招くリスクがあります。社会的孤立は要介護状態への移行リスクを高めることが研究によって示されており、移動手段の確保は介護予防の観点からも重要な課題です。

また、障がいのある人にとっても移動手段の確保は日常生活や社会参加を支えるために重要な課題です。様々な障がい特性に柔軟に対応できるようにするため、障がい福祉サービスだけでなく多様な移動手段の確保に向けた取り組みが必要になります。

こうした状況を踏まえ、本市においては、コミュニティバスやデマンド型交通など多様な移動サービスの充実を図るとともに、買い物支援や訪問型サービスなど、外出しなくても生活が維持できる支援策との組み合わせも検討する必要があります。



重点課題5 持続可能なサービス提供体制の確保

本市の2024（令和6）年度の決算では、障がい者へのサービス費用が約75億円（前年度比約15%増）、障がいのある子どもへのサービス費用が約28億円（前年度比約11%増）となっており、この2つのサービスだけで市が一般財源から約103億円以上を支出しています。障がい福祉サービスの費用はこの10年で約2.4倍、障がいのある子ども向けサービスは約3.4倍に増えており、今後もさらに増加が見込まれます。

また、障がい福祉サービス・障がい児福祉サービスにかかる費用は、国が50%、愛知県が25%、春日井市が25%を負担する仕組みになっており、介護保険における市の負担割合（12.5%）と比べると2倍となっています。

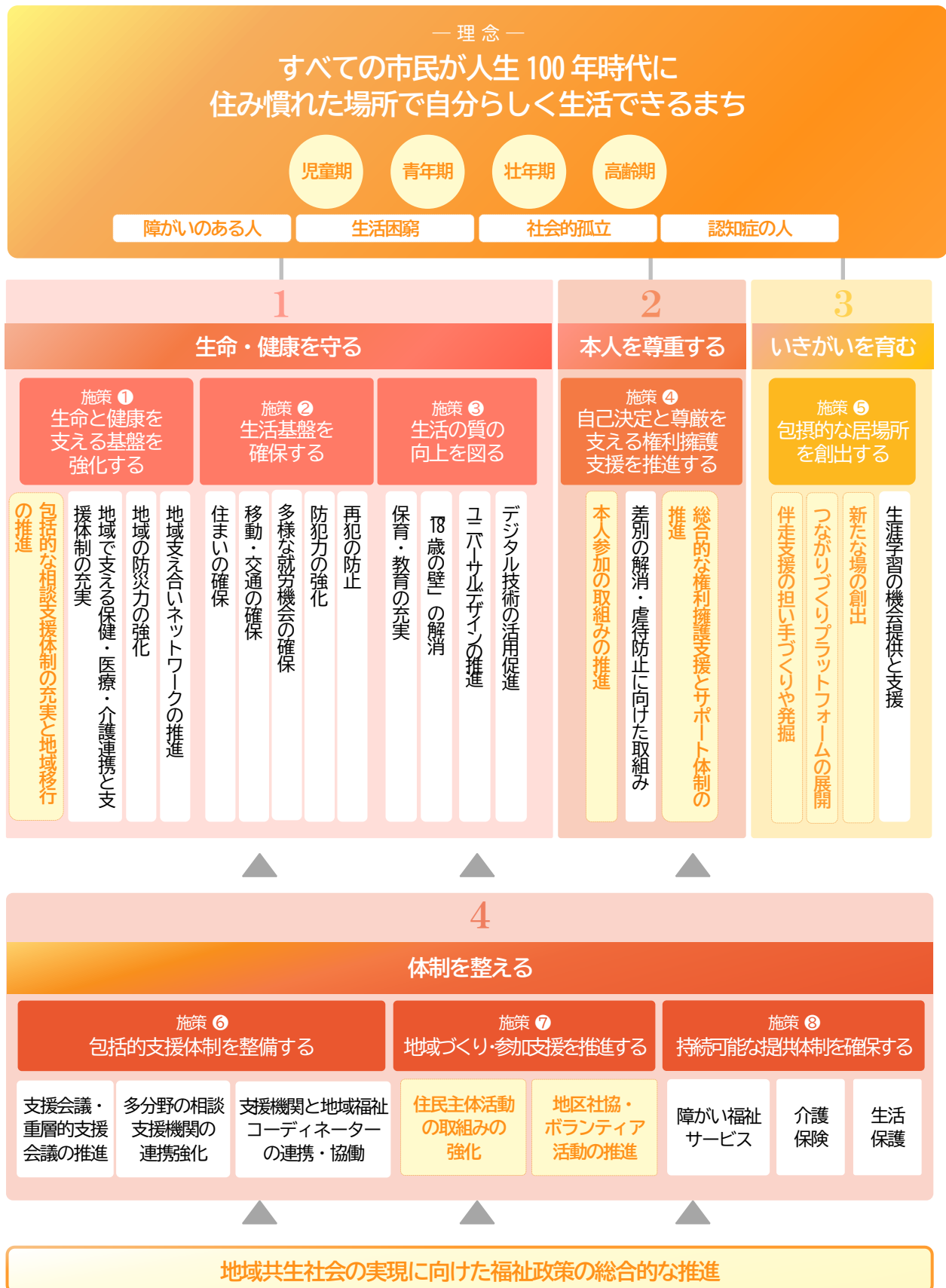
こうした現状から、必要な支援を必要な人へ継続的かつ確実に届ける体制を維持するために、当事者のニーズを適切に把握したうえでサービス支給の適正化を図る必要があります。あわせて、課題の深刻化や将来的に必要とされる福祉サービスの増加を予防するため、発達の悩みや障がいの兆候を早期に発見し、速やかに適切な療育等へとつなげる体制を強化します。

これらを通じて費用の中長期的な見通しを立て、誰もが安心してサービスを利用でき、かつ持続可能な福祉行政の実現を図ることが必要です。

4

施策体系

■施策体系図



5

機関・活動主体

地域には、制度福祉と地域福祉を推進する役割を持つ担い手が多く活動しています。

支援機関

地域包括支援センター

12か所+1か所
【基幹型】

地域の高齢者の心身の健康保持や生活の安定のために、社会福祉士、保健師、主任介護支援専門員などの専門職が協力して総合的な相談支援を行っています。

障がい者生活支援センター

5か所+1か所
【基幹】

障がいのある人に対する在宅福祉サービス利用援助や社会資源の活用など日常・社会生活について、総合的な相談や情報提供を行っています。

こども家庭センター

1か所

妊産婦やこどもとその家族が安心な生活を送れるようにするため、妊娠から出産、子育てについて、保健師や助産師、社会福祉士などの専門職による相談や情報提供を行っています。

自立支援相談コーナー

1か所

経済的に困窮するおそれがあり、生活や仕事などで困っている人に対し、専門の支援員が自立に向けた相談支援や家計改善支援、住居確保給付金の支給などを行っています。

高齢者・障がい者権利擁護センター

1か所

認知症や障がいなどにより判断能力が不十分な人の権利や財産を守るため、成年後見制度の啓発、相談支援、市民後見人の育成・支援を総合的にを行っています。

地域の支援者

保護司

59人

犯罪や非行をした人に対して、地域社会で立ち直りに向けた指導や支援を行うことにより、再犯を防ぎ、社会復帰と自立を支援するため、更生保護活動に取り組んでいます。

民生委員・児童委員

359人

地域を見守る身近な支え手であり、行政や専門機関との「つなぎ役」です。医療や介護の悩み、妊娠や子育ての不安、失業や経済的困窮による生活上の心配ごとなど、さまざまな相談に応じ、専門機関の紹介、必要なサービスの紹介や連絡などの役割も担っています。

保健師

55人+2人

(市の職員) (市社会福祉協議会の職員)

地域住民の健康を支えるために、母子、成人、高齢者などに対して保健指導や健康管理、相談など、健康づくりに関する幅広いサポートを行います。

また、支援の中で、地域生活課題や地域特性の把握などを行い、地域づくりを行う上での橋渡しの役割を担っています。

社会福祉士

79人+56人

(市の職員) (市社会福祉協議会の職員)

地域生活課題を解決するために、福祉に関する相談に応じ、必要な助言や制度・サービスの利用援助や関係者間の連携・調整などを行っています。

地域の活動主体など

住民主体活動団体

161団体

高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を続けられるようにするため、地域住民が主体となり自主活動として行う見守り支援、生活援助などの訪問型サービスや、体操、運動、趣味活動、交流、茶話会などの通所型サービスを行っています。

地区社会福祉協議会（地区社協）

44団体

「自分たちの地域を良くするには、まず自分たち自身で取り組もう」という住民意識のもとに組織された地域福祉活動の推進母体です。三世代交流会やサロンの運営、見守り活動など、さまざまな活動を行っています。

区・町内会・自治会

550団体

同じ地域に暮らす縁によって組織され、自分たちの力で住みよいまちづくりをするため活動している団体です。加入世帯の減少や担い手不足などの課題がありますが、2024（令和6）年1月に「町内会活動支援のあり方」を作成し、「持続可能な町内会活動の実現」を目標に、「安定的な組織づくり」と「参加しやすい環境づくり」に向け、地域住民や市とともに取り組みを進めています。

地域住民

304,484人

地域で生活し、さまざまな地域活動に主体的に参画することができず。隣近所や知人等とのつながりを持ち、コミュニティの一員として、地域づくりの中心的な役割を担っています。

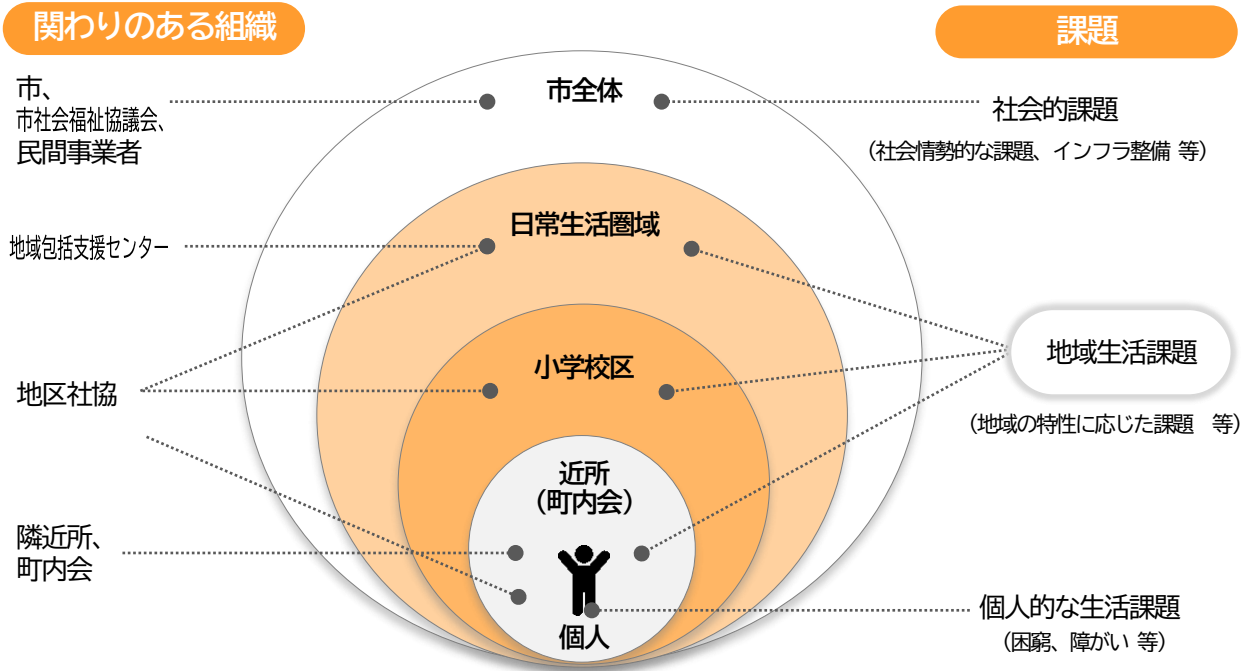
※数値は2026（令和8）年4月1日現在

6

地域の捉え方

本計画では、地域福祉を推進する基礎となる「地域」の範囲として、次の4つの層に分類します。

図表● 本市における地域福祉の「地域」



第4章

施策の展開

<施策の展開の見方（仮）>

本章は、施策ごとに次の項目を記載しています。

施策名

施策に関連した本市の現状を掲載しています。

現状を踏まえて、今後やるべきこと
の方向性を記載しています。

施策 1 住民主体活動の取組みの強化

現 状

● 高齢者を対象とした地域づくりの取組みは前進

本市では、地域包括支援センターと地域福祉コーディネーターが連携し、地域ケア会議などのしくみにより、住民が主体となった支え合いの地域づくりを推進しています。

コロナ禍により一時的に縮小したり、中止せざるを得なかった時期もありましたが、取組みは徐々に拡大しており、高齢者サロンや見守り活動、体操教室や健康麻雀など、それぞれの地域で特色のある活動が行われています。（P21～22参照）

「支え合い」の取組は、高齢者だけでなく、子育て世代や障がい者などにも広がっています。障がい者生活支援センターの相談員によると、障がいのある人の困りごとについては、福祉サービスの利用に繋げることが多く、地域とのつながりは少ない状況です。また、子育て世代については、地区を担当する保健師が、個別の地域生活課題の把握に努めているところです。今後は、障がいのある人や子ども、ひきこもりなどの社会的に孤立した状態にある人など、より幅広い住民に関わる地域生活課題に向き合うことが求められます。

● 多様な主体が参画するフードドライブの取組み

本市では、食品の寄付受付やこども食堂などの食料支援活動を実施する団体間の相互支援のために「春日井市フードドライブ事業」を令和5年度から実施しています。

この取組みでは、ネットワーク連絡会を設立し、団体間の相互支援を図るとともに、企業が食品や物品などの寄付をしやすい環境づくりを進めています。

今後やるべきこと

- 住民相互の助け合い体制の構築
- 地域内のネットワーク構築、社会活動の推進
- 多様化する住民ニーズに対応する新たな価値の創造
- 市、市社会福祉協議会、企業、大学が連携・協働できるしくみづくり
- 担い手同士の横のつながりの構築
- 住民主体活動のさらなる拡大
- 障がいのある人や子ども、ひきこもりなどの社会的孤立状態にある人が参加できる住民主体活動の推進



地区や性別に関係なく気軽に参加してもらえよう。横のつながりを大切にしています。

（地域住民）

私の地域ではサロン活動の場にも、みんなでタクシーに乗って買い物をする取組みをしています。



（地域住民）

具体的な施策ごとの方向性を掲載しています。網掛け部分は具体的な取組みです。

進行管理をする上で着目する視点と施策の成果の目安となる指標です。

第4章 施策の展開 | 施策3 地域の支え合いネットワークの推進

3

地域の防災力の強化

災害時の住民同士の助け合い活動を推進するため、地域の防災体制やしきみを強化します。

- 自主防災組織の支援
- 災害時要援護者の避難支援
- 個別避難計画の策定の推進

進行管理の視点

- 民生委員・児童委員の活動支援が行われているか。
- 地域の見守りネットワークが構築できているか。
- 災害時に機能するしくみの強化が図られているか。

指 標	現状値 (2023（令和5）年度)	目 標
1 地域見守り活動に関する協定締結事業者数	39 件	44 件
2 個別避難計画 [※] の策定件数	22 件	100 件

※個別避難計画：災害時の避難に支援が必要な災害時要援護者一人ひとりの「どこに避難するか」「誰が支援するか」などを記載した計画。

1 生命・健康を守る

施策① 生命と健康を支える基盤を強化する

誰もが身近な地域で安心して暮らし続けるようにするためには、地域における医療や福祉サービス基盤を確保するとともに、防災や見守りなど、地域の支え合いも重要です。地域包括ケアの仕組みを普遍化するとともに、地域の支え合いネットワークの強化を進めます。

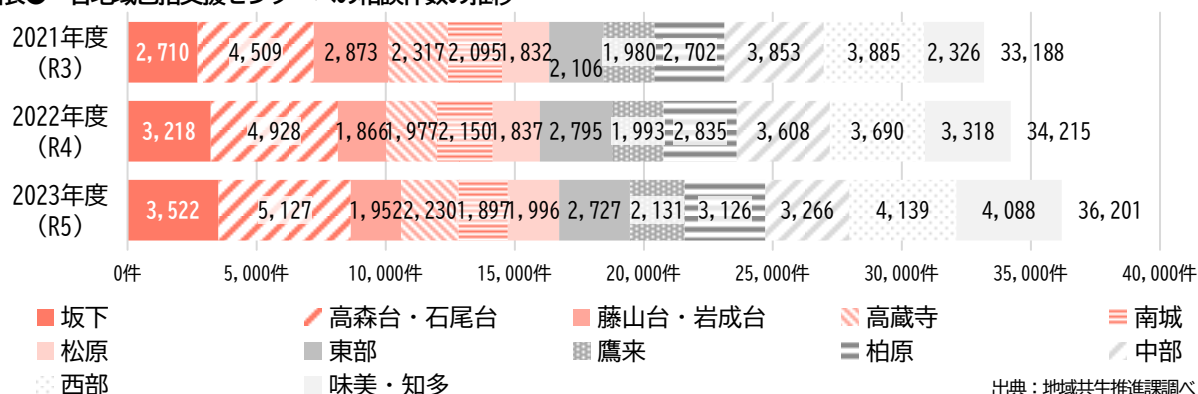
現 状

● 充実するケア体制と増大する現場負担

地域包括ケアの取組が充足する一方で、高齢者の増加に伴い、現場の負担が大きくなっています。地域包括支援センターの相談件数は年々増加しており、また、ケアマネジャーが担うケアプラン作成件数も増加傾向にあります。8050 問題や老々介護など支援ニーズは多様化、複雑化しており、量的、質的な業務負担が過大となり、業務の効率化と包括的な相談支援体制の強化が喫緊の課題です。

障がい福祉の現場においても、各計画相談支援事業所の行う計画相談支援件数は増加しているものの、依然として多くの人が計画相談支援を利用できずにいます。（p.71参照）

■図表● 各地域包括支援センターへの相談件数の推移



■図表● ケアプラン作成数

	令和5年度	令和6年度	前年比
介護予防ケアマネジメント	12,317 件	13,168 件	+851 件
指定介護予防支援	24,052 件	26,873 件	+2,821 件
合 計	36,369 件	40,041 件	+3,672 件

出典：●●

■図表● 計画相談支援件数

	令和6年度	令和7年度	前年比
障がい者計画相談	5,884 件	6,684 件	+800 件
障がい児相談支援	3,354 件	3,733 件	+379 件

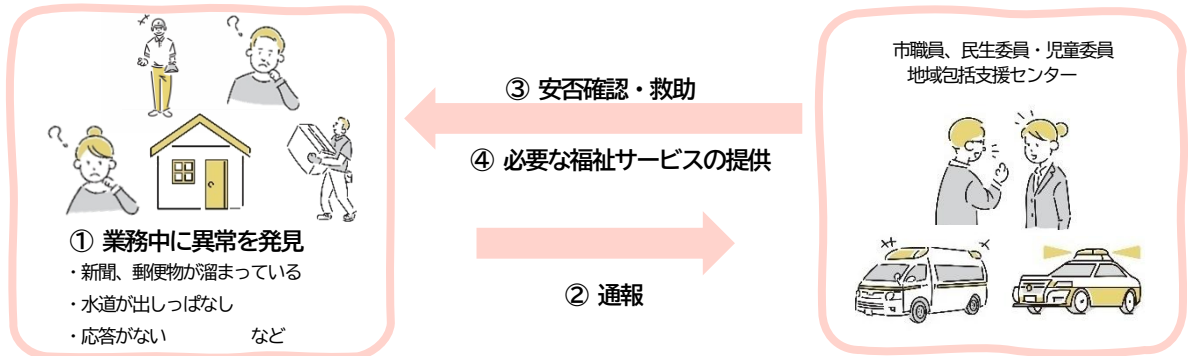
出展：●●

出典：障がい福祉課調べ

● 地域の見守り・助け合い活動は前進

ひとり暮らし高齢者や孤立する人の安心な生活を支えるため、地区社協・老人クラブ・町内会・高齢者サロン等が、新聞の溜まり状況の確認や配達時の声かけなど、地域の実情に応じた住民主体の見守り活動を展開しています。民生委員・児童委員も担当区域で高齢者や障がいのある人、こどもへの安否確認・声かけを行い、心配な状況の際は市へ連絡しています。さらに、新聞販売店や宅配業者等と連携した「地域見守りネットワーク」により、ポストに新聞が溜まったままなど、業務中に気になる状況を察知した際に市・消防・警察へ通報する体制を整えています。

■図表● 地域見守りネットワークによる異常発見から安否確認、支援までの流れ



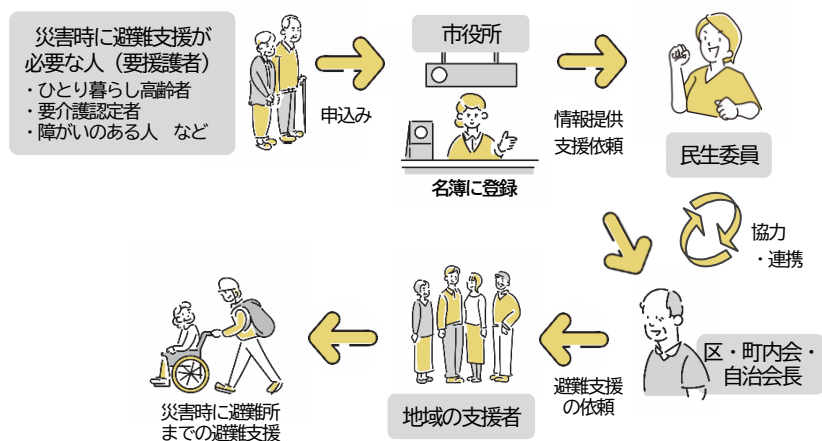
● 災害時の自助・共助の取組み

我が国は地震大国ともいわれており、本市も大規模な震災に見舞われる恐れを否定することはできません。大地震による被害を受けた場合は、東日本大震災や令和6年能登半島地震など、過去の事例からも職員が被災することにより、行政機能が低下し、支援が行き届くまでに時間を要することが予測されます。1995（平成7）年1月の阪神・淡路大震災では、倒壊した建物から救出され、生き延びることができた人の約8割が家族や地域住民によって救助されており、大切な命を守るためにも、「自分たちのまちは、自分たちで守る」意識が重要です。

本市では、多くの地域で、区や町内会、自治会などを基本の単位とする「自主防災組織」が作られており、住民同士の助け合いにより、発災時に円滑に防災活動を行えることを目標に、防災マップの作成や防災訓練などを実施しています。

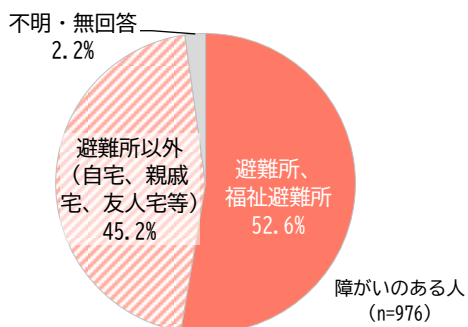
■図表● 災害時要援護者支援制度のしくみイメージ

また、ひとり暮らしの高齢者や障がいのある人など、地震や風水害などの災害時に自力で避難が困難な人について、町内会を中心に、地域の支援者や民生委員・児童委員などと連携し、情報を共有することで、迅速に避難支援ができるようにするため、災害時要援護者支援制度を実施しています。

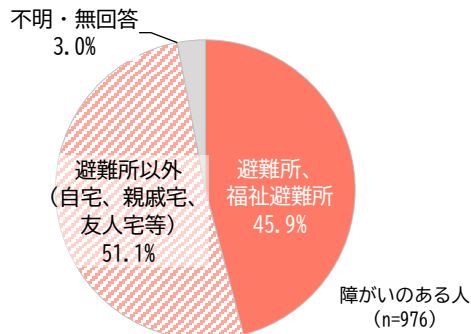


災害が起きた時の避難先について、障がいの暮らしに関するアンケート結果では、半数以上の方が地震の際は避難所、台風・大雨などの風水害の際は自宅など避難所以外の場所への避難を想定していますが、状況に応じて適切な避難先を選択することが必要です。市では、避難所と比べてプライバシーが守られた慣れ親しんだ環境で過ごすことができ、身体的・精神的なストレスの軽減が期待できることから、自宅に安全に留まれる場合は在宅避難することを推奨しています。このため、家庭備蓄の基本である「ローリングストック」（日頃から食料や日用品を少し多めに買い置きし、使いながら補充する方法）や家具の固定、住宅の耐震化など、自宅の防災対策を実践することも啓発しています。

■図表● 災害が起きた時の避難先（地震）



■図表● 災害が起きた時の避難先（台風・大雨などの風水害）



出典：春日井市福祉に関するアンケート調査

施策 ① 生命と健康を支える基盤を強化する

今後やるべきこと

- ◆ 包括的な相談支援体制の充実と地域移行の推進
- ◆ 保健・医療・介護の途切れない連携体制の充実
- ◆ 介護予防と健康づくりの取組みの強化
- ◆ 災害時の住民同士の助け合いのしくみの強化の支援
- ◆ 災害時要援護者の避難支援体制の整備促進
- ◆ 在宅避難のための備えや避難生活の質の向上のための備えの支援
- ◆ こどもから高齢者まですべての世代の地域見守り体制の強化

具体的な取組み

（１）包括的な相談支援体制の充実と地域移行の推進

増加する相談支援ニーズに対応するため、相談支援体制の充実を図るとともに、意思決定支援や地域生活への移行支援を進め、地域全体で支える地域包括ケアの深化を図ります。

- ◇ ケアプランセンター機能の拡充
- ◇ 支援者の意思決定支援の意識醸成
- ◇ 障がい者の地域生活への移行の推進
- ◇ 難病患者への支援

（２）地域で支える保健・医療・介護連携と支援体制の充実

住み慣れた地域で最期まで自分らしく暮らせるようにするため、在宅医療と介護の連携を進め、健康づくりから看取りまでを支える支援体制の充実を図ります。

- ◇ かかりつけ医等と相談支援機関による日常の療養支援体制の充実
- ◇ 医療・介護関係者の連携による円滑な入退院支援の推進
- ◇ 人生会議の普及と本人の意思を尊重した急変時対応の推進
- ◇ 本人が望む場所で最期まで暮らせる看取り支援体制の充実
- ◇ 通いの場等を活用した効果的な介護予防・健康づくり体制の充実

（３）地域の防災力の強化

家庭での備えを促進し、自助力を強化するとともに、災害時の住民同士の助け合い活動を推進するため、地域の防災力を強化します。

- ◇ 地域住民による避難所運営の支援
- ◇ 災害時要援護者の避難支援
- ◇ 個別避難計画の策定の推進
- ◇ 地域の防災訓練やマニュアル作成の支援
- ◇ 各家庭の避難行動計画の作成の推進

（４）地域の支え合いネットワークの推進

地域での見守り活動や生活支援活動を円滑に進めるため、民生委員・児童委員の活動支援や負担軽減を推進するとともに、こどもの安全・安心の確保や、ひとり暮らし高齢者などの社会的孤立や虐待などを防ぐため、地域住民や学校、民間事業者、民生委員・児童委員、警察などと連携し、地域の見守り体制を強化します。

- ◇ 民生委員・児童委員協力員制度※の利用促進
- ◇ 多様な主体と連携した地域見守りネットワークの推進
- ◇ 行方不明となった認知症の症状がある人を早期発見できるしくみづくりの推進

進行管理の視点



	指 標	現状値 (2023 (令和5) 年度)	目 標
1			
2			

※民生委員・児童委員協力員制度：民生委員・児童委員の指導のもと民生委員活動の補佐・協力を行う制度。

1 生命・健康を守る

施策② 生活基盤を確保する

住まい・所得・食事は、日常生活に不可欠です。各種給付制度の適切な運用とともに、住まいの確保やニーズに応じた就労の支援を進めます。

現 状

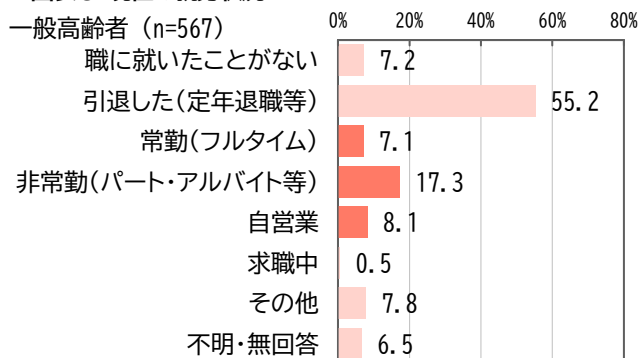
● 就労ニーズは多種多様

就労支援については、世代や特性に応じた専門機関がニーズに対応しています（図●）。アンケート結果によると現在、働いている高齢者のうち57.8%が75歳以上まで働きたいと考えています。シルバー人材センターの会員の平均年齢は75.9歳となっており、80歳以上の会員も全体の2割を占めています。

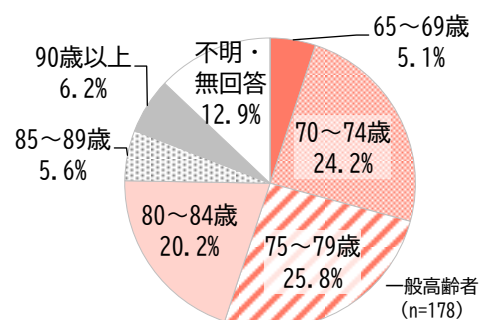
また、アンケート結果によると、障がいのある人が仕事において重要視しているのは「障がいのある人に対する周囲の理解」、「仕事に見合った賃金」、「仕事等の悩みの相談しやすさ」となっている一方で、これらについての満足度が低い状況です。一般就労の機会が拡大しているところですが、あわせて、障がいの有無に関わらず共生する環境の構築が求められています。

ひきこもりなど社会的孤立を抱える人の就労については、週1回の勤務や1日2～3時間の勤務など短時間の勤務形態を提供する事業者が少なく、一般就労に向けたスモールステップの環境が十分ではない状況です。

■図表● 現在の就労状況

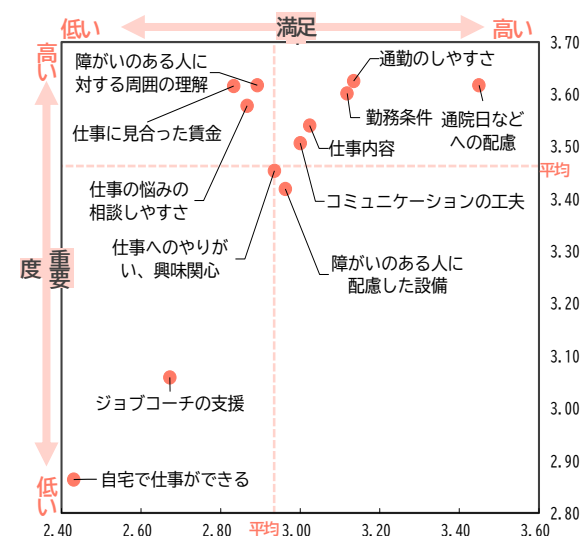


■図表● 何歳まで働きたいか



出典：春日井市福祉に関するアンケート調査

■図表● 仕事における重要度・満足度



出典：春日井市福祉に関するアンケート調査

就労支援のチャンネル

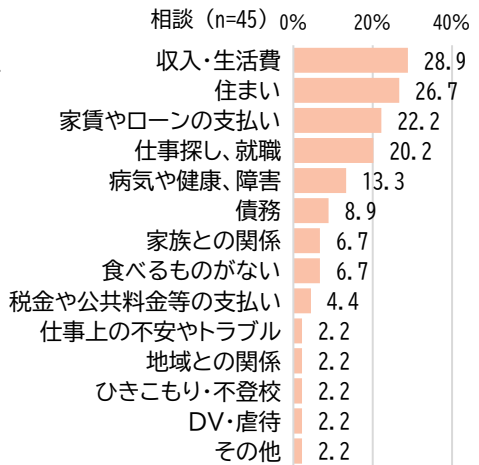
- ・ 自立支援相談コーナー
- ・ 春日井若者サポートステーション
- ・ シルバー人材センター
- ・ ハローワーク

● 自立支援相談コーナーの取組みと居住支援

自立支援相談コーナーでは、生活に困っている人や困窮の恐れのある人に対し、相談支援員が相談支援や家計改善支援など個別のかつ包括的な支援を行っています。相談内容は「収入・生活費」が最も多く、次に「住まい」、「家賃、ローン」となっています。支援の現場では、頼れる親族がない若者や高齢者、刑務所から出所した人などの住まいや仕事の確保に難しさを感じています。

本市では、2026（令和8）年3月に春日井市住生活基本計画を策定し、地域住民や事業者、関係団体、行政が相互に連携・協働し、希望に沿った快適な住まいで自分らしく住み続けている環境の構築と、安全・安心で利便性の高い環境のもと人と人が支え合うコミュニティが形成をめざしているところです。

■図表● 自立支援コーナーへの相談内容



出典：春日井市福祉に関するヒアリング調査

● 刑務所出所者等の一定数は帰住先や就労先がない状況

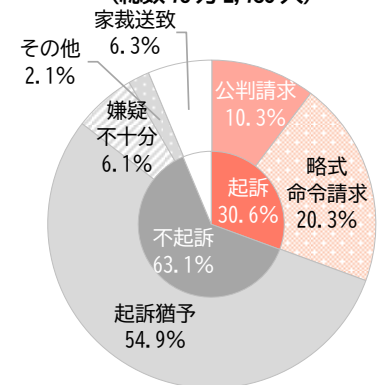
刑務所出所時に帰住先がない人や保護観察終了時に就労先がない人は、一定数いる状況です。

再犯防止推進白書の調査によると、2021（令和3）年度では、16.0%の人が刑務所出所時に帰住先がない、24.0%の人が保護観察終了時に無職であるとされています。

また、統計によると罪を犯した人のうち約6割は不起訴処分となり、矯正施設（刑務所など）に入ることなく社会に戻りますが、保護観察の対象にならないため、就労や住まいに関する支援を受けられないケースも少なくありません。

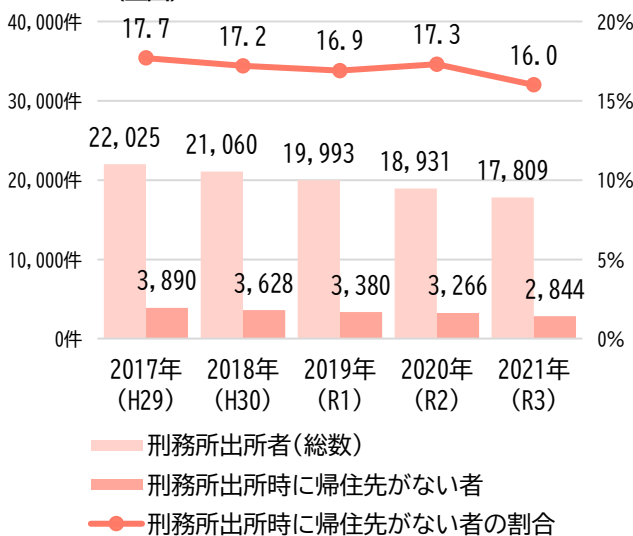
こうした状況から、刑務所出所後の社会復帰を支える「出口支援」だけでなく、不起訴処分となった人が社会に戻る際に必要な支援を早期につなぐ「入口支援」の充実も求められています。

■図表● 事件の処理区分別統計(全国)
(総数 78 万 2,735 人)

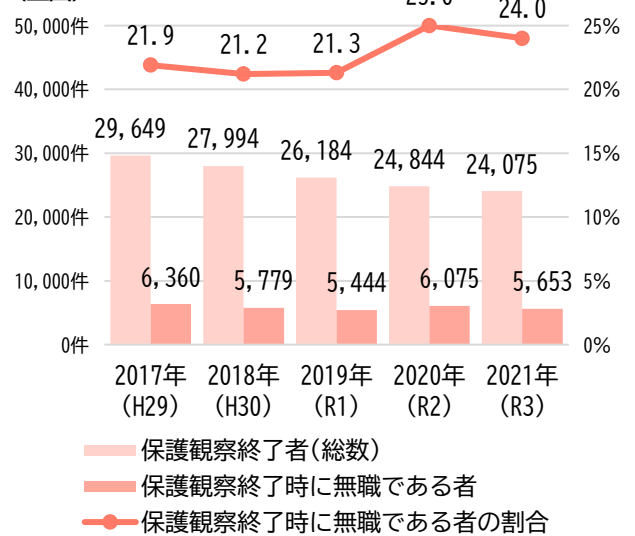


出典：2024（令和6）年検察統計年報

■図● 刑務所出所時に帰住先がない者の数及びその割合 (全国)



■図● 保護観察終了時に無職である者の数及びその割合 (全国)



出典：法務省 2022（令和4）年度再犯防止推進白書

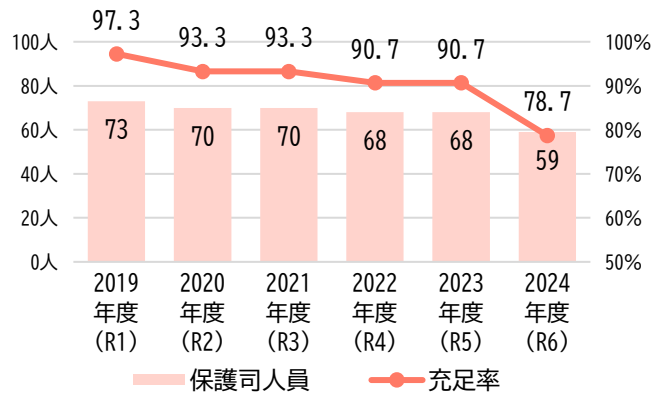
●更生保護活動の状況

保護司は、月に2～3回程度、保護観察対象者と面談を行い、保護観察中の指導や就労の援助、本人の悩みに対する相談等を行っています。本市では、総合福祉センターに更生保護サポートセンターを設置し、保護観察対象者との面談会場としても活用していますが、総合福祉センターから遠い地区での面談会場の確保が難しい状況です。

また、本市の保護司の人数は、2019（令和）元年度以降減少傾向が続いており、国で定める定員に対する充足率も2024（令和6）年度で78.7%となっています。さらに高齢化も顕著であり、保護司の安定的な確保が困難となっています。

犯罪や非行をした人の中には、高齢の人や障がいのある人など福祉的支援が必要な人もおり、保護司が対応を難しく感じることもあることから、福祉的支援が必要な人に対する関わり方や支援を行う窓口の情報などを提供する必要があります。

■図表 保護司の人数及び充足率の推移（各年度11月末現在）



出典：福祉政策課調べ

●家庭や地域における防犯対策

近年、住宅を対象とした侵入盗や自動車盗などが多発する中、家庭や地域における防犯対策の充実がますます重要となっています。こうした状況を踏まえ、市では、令和8年度から、市民の防犯意識と地域の防犯力の向上を図るため、町内会などが設置した防犯カメラの維持管理のための支援に加え、家庭用防犯カメラの購入・設置に対する補助制度を創設し、犯罪の未然防止と市民が安心して暮らせる生活環境の確保のための取り組みを進めています。

また、特殊詐欺被害も増加傾向にあり、SNSや通信技術を悪用するなど手口が巧妙化しています。特に、還付金詐欺については、被害者の大半を高齢者が占めており、固定電話を契機とする被害が多くなっています。

市では、特殊詐欺被害などの防止のための通話録音装置配付事業や、悪質商法や契約トラブルに巻き込まれないための消費生活講座も実施しています。

施策② 生活基盤を確保する

今後やるべきこと

- ◆ 住まいに関する相談支援体制の構築
- ◆ 不動産関係団体・福祉関係団体・行政等が一体となった居住支援
- ◆ 居住環境の整備
- ◆ 多様な働き方を支える環境の整備
- ◆ 多様な働き方への理解の促進
- ◆ 多様な移動手段の確保と充実
- ◆ 地域の防犯意識の向上
- ◆ 再犯を防止する環境づくり

具体的な取組み

(1) 住まいの確保

住宅確保に配慮を要する人が安心して住まいを確保できるようにするため、関係機関の連携を促進し、相談・入居から退去まで継続的に居住できる支援体制の整備を図ります。また、重度障がいや医療的ケアなど特別な配慮や設備が必要な人にも対応できる居住環境の整備を推進します。

- ◇ 居住支援協議会と連携した住まい確保の支援
- ◇ 重度の障がいのある人や医療的ケアを必要とする人への支援を行うグループホームの整備の推進

(2) 移動・交通の確保

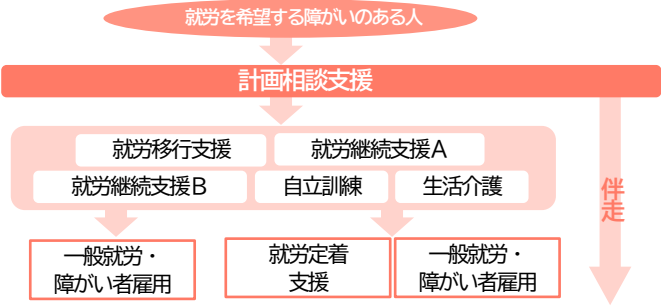
誰もが安心して移動できるようにするため、地域の実情に応じた移動手段の確保や交通環境の整備を進めるとともに、多様な主体と連携し生活を支える移動支援の充実を図ります。多様なニーズに対応するため、様々な主体と連携し生活を支える移動支援の充実を図ります。

- ◇ 利用者に寄り添う交通環境の整備
- ◇ 個々の特性や地域のニーズに応じた移動手段の検討
- ◇ 事業者と連携した買い物支援や移動支援の実施の促進

（３）多様な就労機会の確保

- ❖ 個々のニーズにあった多様な就労準備の支援
- ❖ 中間的就労の場の提供
- ❖ 就労環境の整備

■図表■ 障がいのある人の就労支援フローチャート



（４）防犯力の強化

✧ 防犯情報の周知・啓発

（５）再犯の防止

- ✧ 生活基盤の安定に向けた就労や日常生活の支援
- ✧ 保護観察対象者との面接会場の確保など更生保護活動がしやすい環境の整備
- ✧ 保護司の安定的な人員確保に向けた協力
- ✧ 社会を明るくする運動の推進

進行管理の視点

	指 標	現状値	目 標
1			
2			

1 生命・健康を守る

施策③ 生活の質の向上を図る

年齢や障がいの有無にかかわらず、すべての市民が自分らしく生活できる環境を整える必要があります。ソフト、ハードの両面から生活の質の向上を図ります。

現 状

● 保育・教育の充実

障がいへの理解を促す幼少期からの教育や、インクルーシブ教育の推進については、本市のアンケートにおいて、障がいのある当事者やその保護者のみならず、一般市民からも8割以上の高い賛同が得られており、市民全体でインクルーシブな環境を醸成することへの要望は強まっています。一方で、市民が障がいのある方と接する際に「どのように接してよいかわからない」「障がいについて知識が不足している」と感じるという意見も依然として多く見受けられます。

こうした現状を踏まえ、本市では、教育・保育関係者を対象とした研修を通じて、障がいへの理解を深めるとともに、子ども一人ひとりに寄り添ったきめ細やかな支援や、保護者からの発達相談にも対応しています。

また、保護者へ就学前相談を周知することで早い段階から教育・就学について相談できる環境を整えています。

● 18歳の壁

発達障がい等の可能性があっても診断を受けていない人の中には、通信制高校や専修学校等への進学により福祉サービスにつながる機会がなく、その後、一般就労するも定着できず、支援につながるきっかけもなく困ってしまうケースがあります。

一方、支援につながっている方であっても、18歳で高校を卒業すると放課後等デイサービスから日中活動系サービスへ移行することとなります。放課後等デイサービスは放課後に利用する事業所である一方、日中活動系サービスは日中の活動支援であり終了時間が早いため、家族が帰宅するまでの「隙間時間」が生じることが課題となっています。

放課後等デイサービスは、単に子どもを預ける場ではなく、将来の自立を見据え、療育を通じてできることを増やしていくことが目的です。早期から18歳以降の生活を具体的に見据えた目的意識を周囲と共有し、継続的な支援を行うことが重要です。

● 情報取得のデジタル化

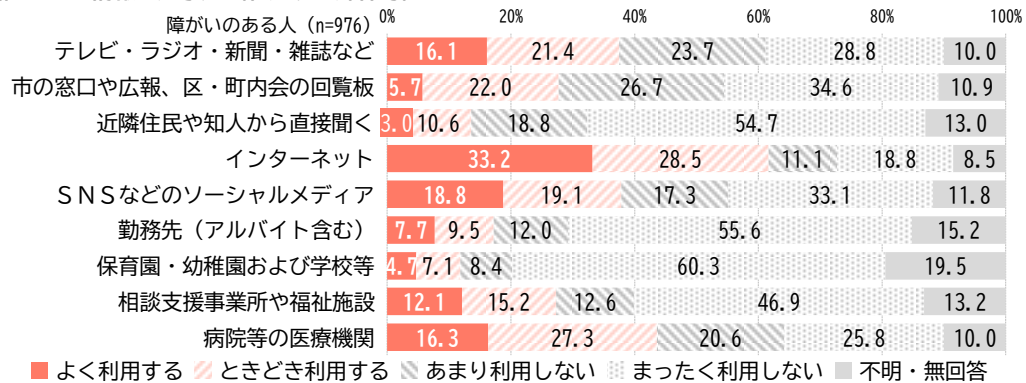
生活の様々な場面でデジタル化が進んでいます。デジタル技術は、視覚障がいのある人や聴覚障がいのある人のコミュニケーションをサポートするなど、有効活用が期待されるところです。

また、モバイル研究所の調査によると全国で携帯電話を所持している人のうち、スマートフォンを利用している人の割合は2025（令和7）年時点で97.9%を占めています。

障がいのある人が最も利用している情報収集の手段はインターネットが主要な手段として定着しています。一方で、高齢者においては、スマートフォンを電話やメッセージのやりとり以外で利用している比率は年代が上がるごとに減っており、インターネット端末としての利用は75歳以上では約3割、80歳以上では2割未満となっています。また、スマートフォンをインターネットで情報を集めるのによく使うと回答した人は34.0%と利用割合が低い傾向にあります。

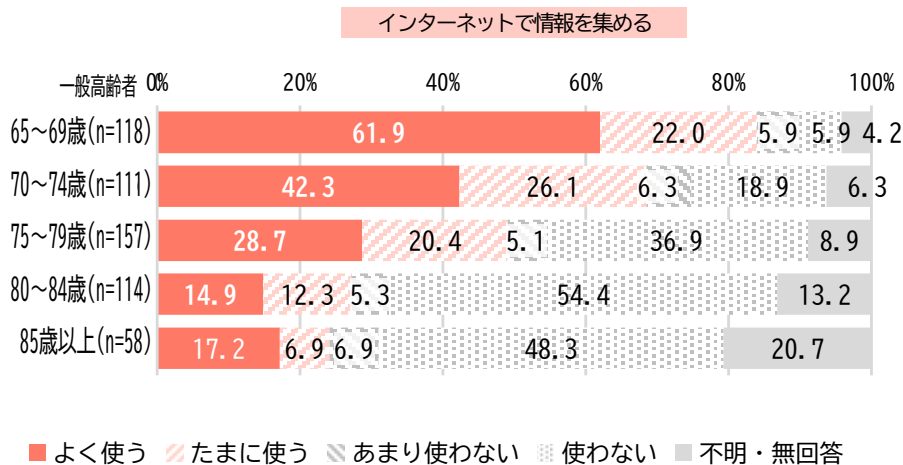
情報発信を行う場合には、インターネットを有効に活用するとともに、必要に応じて、受け手となる人に合理的な配慮を行うことが重要です。

■図表● 福祉などの情報の入手先（利用する媒体等）



出典：春日井市福祉に関するアンケート調査

■図表● スマートフォンやパソコンなどの通信機器を何に利用するか



出典：春日井市福祉に関するアンケート調査

施策③ 生活の質の向上を図る

今後やるべきこと

- ◆ 障がい福祉教育・インクルーシブ教育の推進
- ◆ 個別のニーズに応じた教育環境の充実
- ◆ ライフステージに応じた多機関連携の推進
- ◆ 将来を見据えた早期発見・早期療育の推進
- ◆ 情報提供の充実
- ◆ 合理的配慮の充実

具体的な取組み

（１）保育・教育の充実

インクルーシブ保育・教育を推進し、障がいのあるこどもが、障がいのないこどもとともに、それぞれの状況に応じて必要な保育・教育を受けられるようにするため、環境の充実を図ります。また、多様性を尊重する心の育成に向け、幼少期からの関わりを通じて、障がい理解の浸透を図り、相互理解を促進します。

- ◇ 就学を支える家庭支援の充実
- ◇ 療育支援を行う事業所と３歳児検診を実施する関係機関の連携強化
- ◇ 児童発達支援センターを中核とした支援体制づくりの推進
- ◇ 障がい児通所支援事業所の専門性の向上
- ◇ 保育・教育における合理的配慮の提供体制の構築
- ◇ 医療的ケア児等に対する家族支援の強化

（２）「１８歳の壁」の解消

１８歳以降の生活を見据えて、できることを増やせるようにするため、計画相談員・放課後等デイサービス・学校・家族・本人が支援計画を共有し、同じ方向性のもとで連携して将来に向け取組む体制づくりを推進します。

- ◇ 将来を見据えたライフデザインの支援
- ◇ 障がい児相談支援の利用促進
- ◇ 相談支援専門員の資質向上
- ◇ 障がい児通所支援事業所の自立支援機能の強化
- ◇ 学校・福祉の連携体制の確立
- ◇ 個別アセスメントに基づく自立支援計画の適正化

(3) ユニバーサルデザインの推進

あらゆる場面において、個々の状況に応じた配慮を行い、地域で安心して暮らすためのバリアフリー化を推進することで、誰もが円滑に自分らしく生活できる環境を整えます。

- ◇ 道路や公共施設のユニバーサルデザインの推進
- ◇ 選挙の投票や各種行政手続きなどにおける環境整備

(4) デジタル技術の活用促進

誰もがデジタル技術の利便性を享受できるようにするため、活用促進に向けた環境整備を進めるとともに、学びや利用支援の充実を図ります。

- ◇ 利用者の視点に立ったデジタル環境の構築と定着化
- ◇ 意思疎通支援の充実

進行管理の視点

-
-
-

	指 標	現状値	目 標
1			
2			

2 本人を尊重する

施策④ 自己決定と尊厳を支える権利擁護支援を推進する

認知症高齢者や障がいのある人が増加する中、本人の意思決定を最大限尊重し、一人ひとりの尊厳と権利を守り続けることが必要です。成年後見制度の活用や意思決定支援の充実を通じて権利擁護支援を推進します。

現 状

●認知症基本法と新しい認知症観

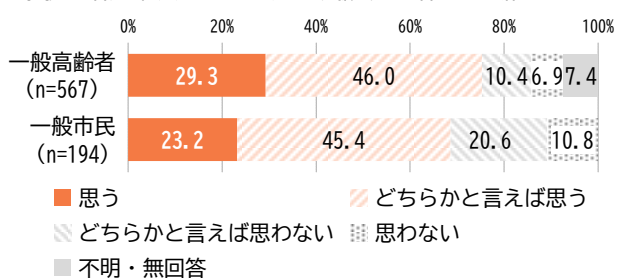
令和6（2024）年1月に施行された認知症基本法では、認知症になっても希望を持って自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を基本理念として掲げています。従来の「支えられる側」という認知症観から、本人の意思や希望を尊重し、認知症の人自身が社会の一員として参画する「新しい認知症観」への転換が示されました。そのため、認知症のある本人の情報の発信支援や地域で支え合う共生社会が求められています。しかし、アンケート結果では一般市民への新しい認知症観の啓発は十分ではありません。

「新しい認知症観」とは？

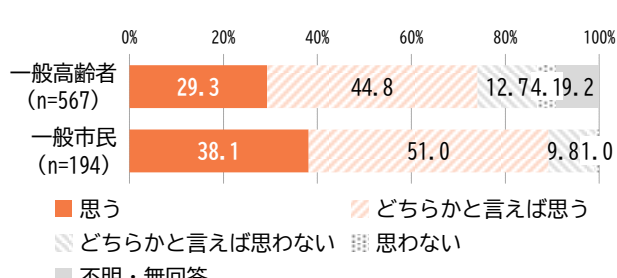
認知症になったら何もできなくなるのではなく、認知症になってからも、一人一人が個人としてできること・やりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間等とつながりながら、希望を持って自分らしく暮らし続けることができるという考え方。

本市では認知症サポーターの養成や認知症カフェの登録など、認知症になっても住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができる地域づくりを推進しています。認知症サポーター養成講座の受講者数は延べ23,000人を超え、認知症カフェも30か所を超えており、支援の輪も広がりつつあります。

■図表●自分が認知症になっても適切な支援を受けて自立して生活したいと思うか



■図表●認知症の人と一緒に生活するのは難しいと思うか



出典：春日井市福祉に関するアンケート調査

【コラム】認知症地域支援推進員の思い

私たち推進員も、地域の中で気になってる方、心配している方がいた際に、どのように接するのが良いか常に迷いながら接しています。

本人の言葉だけでなく、日々繰り返している行動や習慣そのものが、その人の“声”（発信）であるという視点を持つことが大切で、この視点をもてるようになってから、本人が何を大切に毎日を送っているのか、どんな場面で表情が和らぐのかに目を向けて“その人らしさは何か”を大切にできるようになりました。

認知症のある方が「社会の場に出ること」だけを目的とするのではなく、「認知症になってもいつもの自分でいられること」「当たり前が続けられること」も大切だと思います。そのためには、変に「特別扱いをしないこと」が、本人の「当たり前」を守ることに繋がると感じています。

現状では、認知症というのは本人や家族にとって、デリケートで話題にしにくい場合もあります。認知症は怖いものや恥ずかしいものではなく、誰でも起こり得ることであるという周囲の理解を高めていくことが必要で、本人が自己表現しやすい環境を整えながら、「誰だって物忘れなんてするし、それを笑い合ってみんな一緒なんだ」と互いが思えるような場所を増やしていきたいです。

● 虐待への対応

虐待への対応については、市や地域包括支援センター、障がい者虐待防止ホットラインによる24時間365日の相談・通報体制を構築しています。これにより、夜間や休日を含めた緊急時の早期発見・即時対応を可能とし、警察等と連携した迅速な権利擁護を実践しています。2025（令和7年）度の通報件数は、高齢者では212件、障がい者では48件と近年は横ばいで推移しており、地域からの「気づき」が早期対応の重要な役割を担っています。

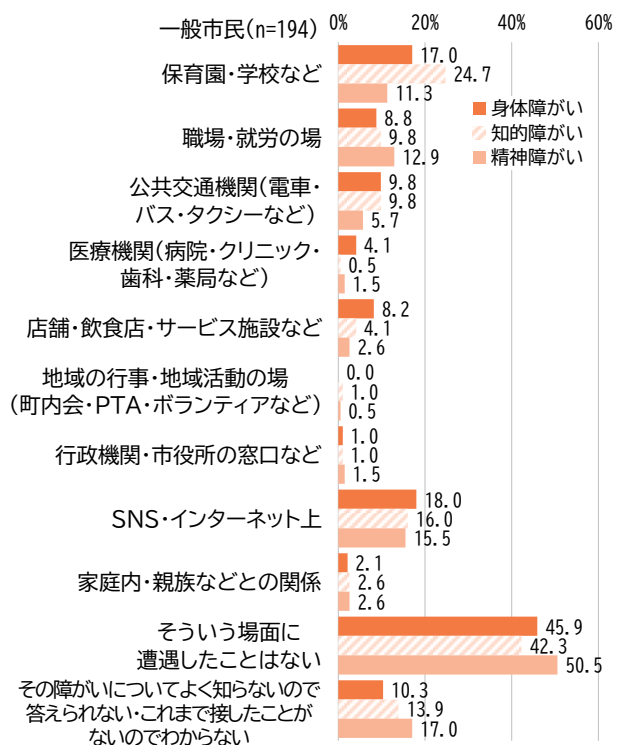
● あらゆる場面で偏見や差別を感じている

障がいがあることで不適切な対応をされたり、いやな思いをしたりしたことが『ある』場面は、全体で「職場・就労の場」が22.1%と最も高く、次いで「保育園・学校など」が20.9%となっています。

一般市民調査によると、障がいのある人が障がいがあることで偏見や差別を受けているのに遭遇した場面について、「そういう場面に遭遇したことはない」がすべての障がいにおいて最も高くなっています。次いで「SNS・インターネット上」、「保育園・学校など」が高くなっています。

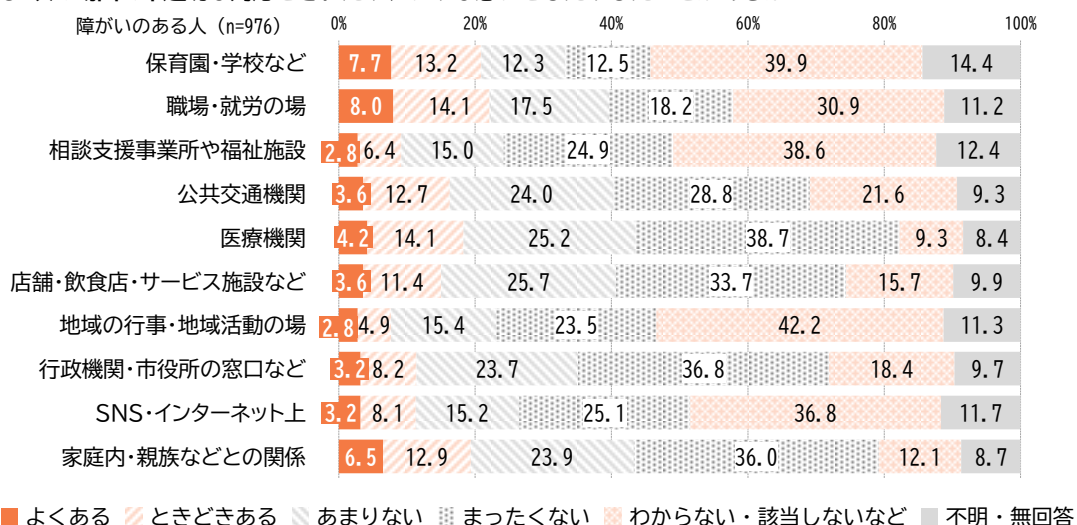
市社会福祉協議会では、福祉共育※に取り組み、児童・生徒が高齢者や障がいのある人の生活の不安や悩みを知るとともに、いきいきと暮らしている人との交流を通じて学び合いながら、高齢者や障がいのある人などへの理解と福祉意識を高めることをめざしています。

■図表● 障がいのある人が障がいがあることで偏見や差別を受けているのに遭遇した場面



出典：春日井市福祉に関するアンケート調査

■図表● 次の場面で不適切な対応をされたり、いやな思いをしたりしたことがあるか



出典：春日井市福祉に関するアンケート調査

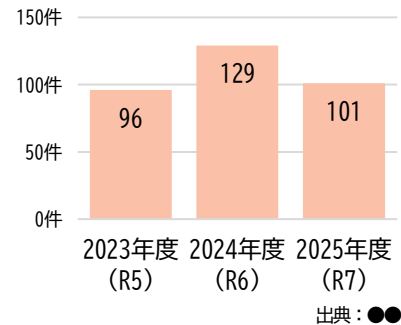
※福祉共育：「教える」「教わる」の関係の「教育」だけでなく、大人と子ども、地域住民が共に学び合い、共に育ち合うこと。

● 増加する孤立死

高齢の単身世帯の増加や、隣近所との関係性の希薄化に伴い、市内でも孤立死が発見されるケースが増加しています。ひとり暮らし高齢者が増加する中で、早期に日常生活の異変に気付く知己の見守りを強化し、予防的に対応する支援体制が求められています。隣近所との顔の見える関係をつくるとともに、万が一の場合に備えて、自分がどのような最期を迎えたいか、予め意思を示しておくことも重要です。

一方で、高齢者へのアンケート結果では、終活について、「今後備えたい」が多数となっており、片付けや葬儀といった身近な準備への意向は高い一方で、遺言書の作成や成年後見制度などの法的な備えについては、意向が低くなっており、制度の理解や利用には心理的なハードルが高い状況です。

■図表● 孤立死者数の推移



● 権利擁護センターによる総合的な支援

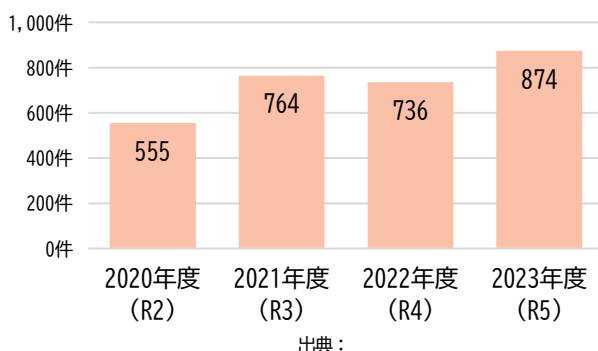
本市では「高齢者・障がい者権利擁護センター」を中核機関として、高齢者や障がいのある方が住み慣れた地域で安心して暮らせるようにするため、成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用促進など総合的な権利擁護支援を行っています。

同センターは、成年後見制度の広報、相談、利用促進、後見人支援・不正防止という4つの機能を担っています。特に日常生活自立支援事業では、金銭管理等を通じて2023（令和5）年度は46名が利用しており、支援に協力する市民後見人候補者の活動経験が、将来的な市民後見人としての活躍の機会となっています。市民後見人は現在44名が登録し、着実に活動の輪が広がっています。認知症や障がいなどにより、判断能力が低下した本人の意思決定を支援する人材の育成が重要です。

また、最期まで自分らしく生きるための「終活」をサポートするため、エンディングノートの作成や相続、葬儀、家財処分など、終活支援のノウハウがある民間事業者を紹介しています。

今後は、成年後見制度の改正への対応や、法人後見の担い手育成に向けた検討に加え、当事者が参画し、地域住民と民間事業者、関係機関が連携する重層的な権利擁護支援ネットワークの強化が不可欠です。

■図表● 権利擁護センターへの相談件数の推移



権利擁護センターの業務内容

- ・市民後見人候補者育成研修の開催
- ・市民後見人への定期的な面談や契約などの手続き時の同行支援
- ・成年後見制度の理解促進や普及・啓発
- ・終活サポートの実施

施策④ 自己決定と尊厳を支える権利擁護を推進する

今後やるべきこと

- ◆ 認知症や障がいについての理解促進
- ◆ 本人同士の意見交換の機会の提供
- ◆ 制度改正への対応
- ◆ 地域連携ネットワークの強化
- ◆ 孤立死※の防止
- ◆ 虐待防止に関する取組みの推進

具体的な取組み

(1) 本人参加の取組みの推進

認知症のある人が自らの経験や日常生活での想いを発信する取組みを推進します。

- ◇ 本人同士の意見交換の機会を創出
- ◇ 本人の想いを発信する場を創出

(2) 差別の解消・虐待防止に向けた取組み

多様な機会や場を活用して、認知症や障がいの理解促進に向け、虐待の防止に向けた取組みや幅広い情報の周知・啓発を推進します。

- ◇ 学校や地域、市内企業などにおける福祉共育の推進
- ◇ 相互理解に向けた周知・啓発活動の推進
- ◇ 虐待防止ホットライン等の周知

(3) 総合的な権利擁護支援とサポート体制の整備

住み慣れた地域で本人らしく尊重された暮らしを送ることができるようにするため、意思決定支援を推進するとともに、身寄りのないまたは頼れる親族のいない高齢者が安心して自分が望む最期を迎えられるようにするため、終活サポートの利用促進や総合的なサポート体制を構築します。

- ◇ 新たな成年後見制度に対応した支援体制の構築
- ◇ 支援者の資質向上
- ◇ 支援ネットワークの強化と拡大
- ◇ 「困る前に取り組む」必要性の周知啓発
- ◇ 終活サポートの利用促進
- ◇ 死後事務支援の体制整備の検討

※孤立死：様々な理由により社会から孤立状態にある世帯の方が亡くなったことに親族や近隣の人々に気づかず、相当日数経ってから発見されること。

進行管理の視点

-
-
-

指 標		現状値 (2023 (令和5) 年度)	目 標
1			
2			
3			

3 いきがいを育む

施策⑤ 包摂的な居場所を創出する

単身世帯の増加や地域コミュニティの希薄化が顕著となり、社会的孤立の深刻化が懸念されます。年齢・障がいの有無を問わず、誰もが安心して集い、いきがいと役割がある包摂的な居場所づくりを推進します。

現 状

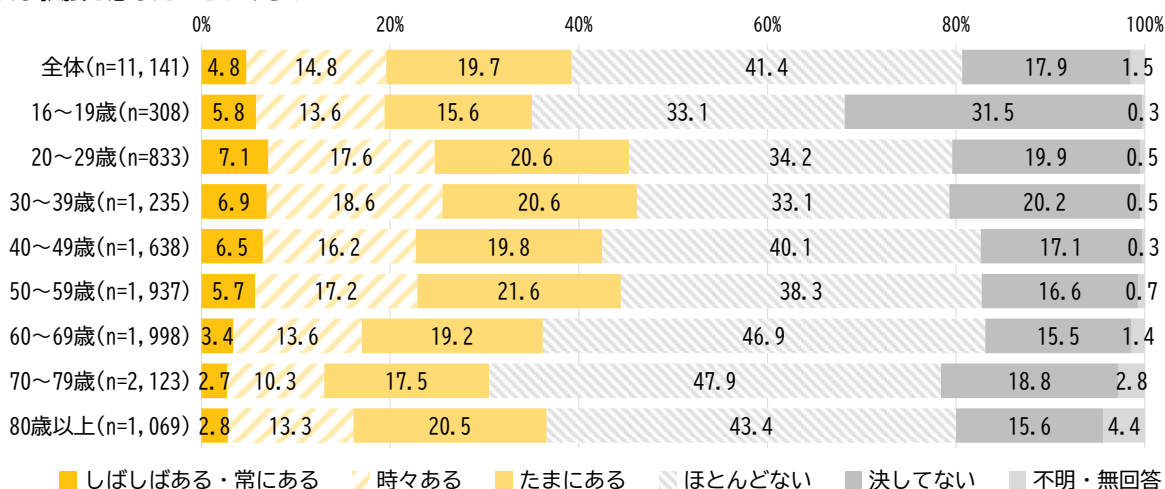
● 孤独・孤立の状況 ～孤独や孤立を感じる人が4割程度～

孤独・孤立と死亡率との関係性を調べた調査では、社会的な交流のない人は、ある人に比べて早期死亡リスクが50%も高くなるといわれています。また、当事者の健康を損ねるだけでなく、自殺や犯罪、ごみ屋敷、8050問題などの一因となともいわれています。

内閣府の調査によると、孤独感を感じる人が「しばしばある・常にある」と答えた割合が20歳代～50歳代で高くなっています。また、全体で4割程度の人々が孤独を感じたことがあると回答しています。

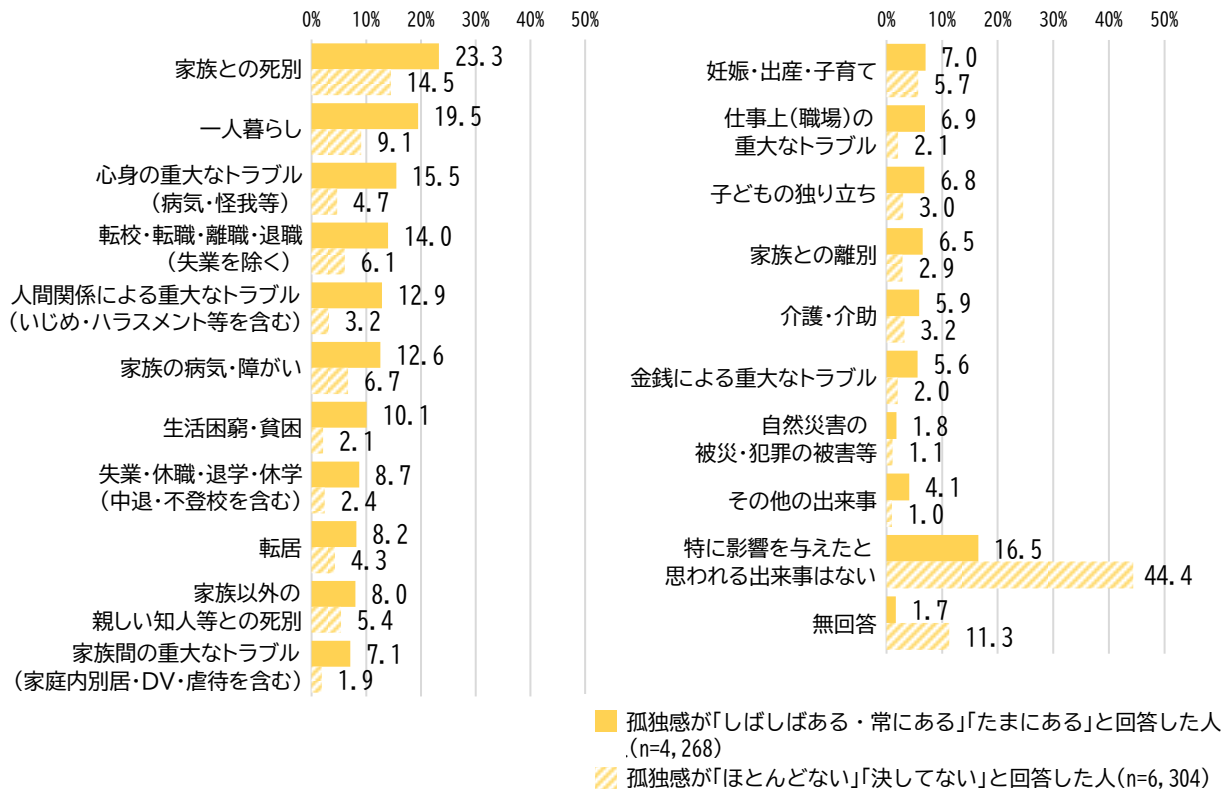
孤独感に影響を与えたと思う出来事は、「家族との死別」が23.3%、「一人暮らし」が19.5%、「心身の重大なトラブル」が15.5%となっており、原因はさまざまです。

■図表● 孤独を感じたことがあるか



出典：内閣府 2023（令和5）年度孤独・孤立の実態把握に関する全国調査

■図表● 孤独感に影響を与えたと思う出来事



出典：内閣府 2023（令和5）年度孤独・孤立の実態把握に関する全国調査

● ひきこもり支援と居場所づくり

市内では、ひきこもり状態にある人の社会参加を支援する事業者や団体が増えつつあります。

また、本市の自立相談支援コーナーでは、相談支援員が生活困窮者支援を通じて、地域の行事への参加やみんなの作品展など、多様な社会参加の場を創出しています。2024（令和6）年度からは、ひきこもり支援と就労準備支援を一体的に実施する事業を開始しました。窓口相談のほか、家庭訪問も行っており、相談をきっかけに地域のボランティア活動への参加などにつながる取り組みも生まれています。

コラム「ステップアップサポート事業」が果たす役割

ステップアップサポート事業は、社会に出ることに不安を感じる方々を対象に、希望と状態に合わせた支援メニューを作成し、就労や社会参加・役割づくりに繋がるように、利用者に伴走しながら将来に向けた支援を行っています。焦らずに「できること」を少しずつ増やしていくプロセスを大切に、安心して過ごせる居場所を提供するとともに、個々の状態に合わせて柔軟な支援メニューを作成しています。

これまでの利用者の中には、中学卒業後、約20年間ひきこもり状態にあった人が、送迎をもらい、人目につかない軽作業から利用を開始しました。その後、他の利用者がある場での清掃やお客さんがいる場での作業など、利用する中で人との距離を縮め、利用者自身もできることを増やしたいという意欲を持ちながら、次のステップに移っています。

● 生涯学習を通じた学びと交流の場

本市では、市民が豊かな人生を送るため、生涯学習を通じた自己研鑽や交流の機会を大切にしています。「かすがいいいきアカデミー」では、18歳以上の誰もが多彩なコースで学び合える場を提供し、受講生同士のつながりを通して、いきがづくりや仲間づくりを促進しています。この活動は、個人の学びのみならず、健康寿命の延伸や社会的孤立の防止といった地域課題の解決にも大きく貢献しており、住み慣れた地域で生涯を通して学べる環境づくりを推進しています。

一方で、障がいのある方の社会参加については、さらなる配慮が必要です。参加への心理的・身体的ハードルに加え、種別や程度に応じたニーズ把握の難しさ、移動手段や専門的な支援人材の不足といった課題が浮き彫りとなっています。今後は、障がいの有無に関わらず、誰もが自分らしく学び楽しめる包括的な環境整備が求められています。

「かすがいいいきアカデミー」受講コース

● 生活科学コース

● 文学コース

● 歴史コース

● 芸術文化コース

受講者の声

これまで特に興味の無かった内容も、受講をきっかけに、心惹かれて調べたり、本を読んだりして、世界が広がりました。

講師の方々が専門的な分野をわかりやすく講義していただき、楽しく有意義な時間を過ごすことができました。

昔、表面的にしか学んでいなかったことを、更に深く学ぶ機会になり、美術館や博物館にも行ってみたりと行動が広がりました。

老後生活の一つの軸となっています。今後とも続けられることを望んでいます。

今、話題となっている分野など大変興味のある内容で、実生活にも役立ちました。

総合福祉センターでの主な教養・ボランティア講座

総合福祉センターでの主な教養・ボランティア講座

- ・ 点字講座
- ・ 手話奉仕員養成講座
- ・ 書いて伝える「聞こえ」のボランティア入門講座
- ・ 点訳奉仕員養成講座
- ・ 視覚障がい者パソコン講座

障害者センター・老人センターの合同実施

- ・ 音楽療法
- ・ 元気パワーアップ運動教室
- ・ のんびり、ゆったり体操教室
- ・ 脳を刺激する！楽しい折り紙教室
- ・ 実践パソコン講座

施策⑤ 包摂的な居場所を創出する

今後やるべきこと

- ◆ 安心できる居場所の確保
- ◆ 参加支援の取組みの推進
- ◆ 地域における包括的な支援体制の推進
- ◆ 生涯学習機会の拡充と参加促進
- ◆ 生涯学習を通じた地域とのつながりづくり

具体的な取組み

(1) 伴走支援の担い手づくりや発掘

地域福祉コーディネーターを活用し、不登校やひきこもりなど、孤立状態にある人の社会参加に伴走する人材の養成やマッチングなどの支援を行います。

- ◇ 学生ボランティア等の活用による活動支援体制の整備
- ◇ 多様な関係機関との連携による社会参加支援体制の構築

(2) つながりづくりプラットフォームの展開

孤独・孤立の予防と解消をめざし、地域の多様な主体によるプラットフォーム（関係づくり・共創の場）を展開します。

- ◇ 地域住民や関係団体など多様な主体が参画するプラットフォームの構築
- ◇ 多主体が参画する地域プラットフォームの全域展開

■図表● つながりづくりプラットフォームのイメージ



(3) 新たな場の創出

孤立状態にある人が安心して参加できる場と機会を創出します。

- ◇ 社会参加ができる場や機会、役割の創出
- ◇ ひきこもり支援に向けた地域資源の調査および可視化

(4) 生涯学習の機会提供と支援

障がいの有無にかかわらず、文化芸術活動やスポーツ・レクリエーション活動等を含めた生涯学習に触れるきっかけづくりと学びたいときに参加することができる機会の提供に取り組むとともに、現在の仕組みを活かした障がいの種類、程度に合わせた支援を行います。

- ◇ 多様なニーズに対応した学習プログラムの提供

進行管理の視点

-
-
-

指 標		現状値 (2023 (令和5) 年度)	目 標
1			

4 体制を整える

施策⑥ 包括的支援体制を整備する

8050問題やダブルケアなど、複雑で複合的な生活課題を抱える世帯については、高齢・障がい・生活困窮等の分野を超えた多機関連携による支援が必要です。相談支援と参加支援、地域づくりを一体的に実施する包括的な支援体制を構築します。

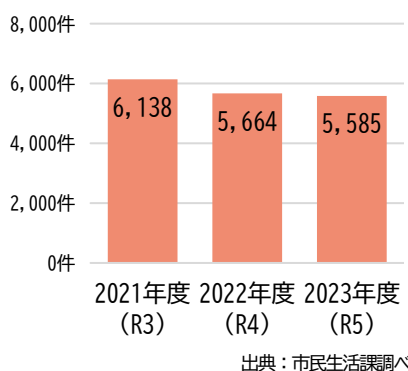
現 状

● 各分野の相談支援体制は充実

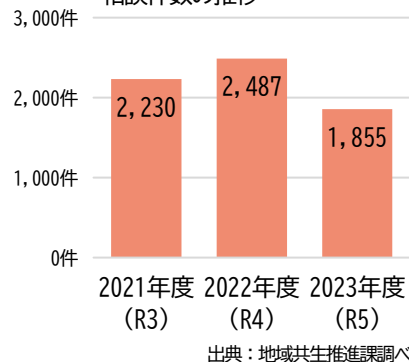
本市では、相談支援体制の充実を図るため、多様な専門機関を市内全域に配置しています。

高齢者支援においては、中学校区を基準とした市内 12 の日常生活圏域に地域包括支援センターを設置し、身近な地域で包括的な支援を行っています。また、障がい福祉分野では市内6か所に障がい者生活支援センターを配置し、専門的な相談支援体制を整備しています。こども・子育て世代を支える相談窓口や生活困窮者を支援する自立支援相談コーナーを設置し、各分野の支援機関が連携し、属性を問わない包括的な相談支援体制を整えています。

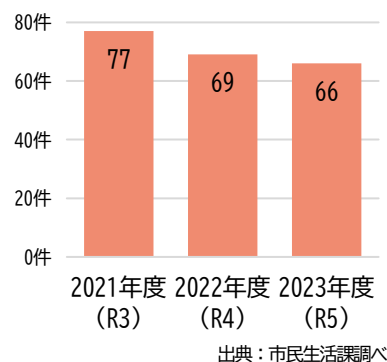
■図表● こども分野の相談件数の推移



■図表● 自立支援相談コーナーへの相談件数の推移



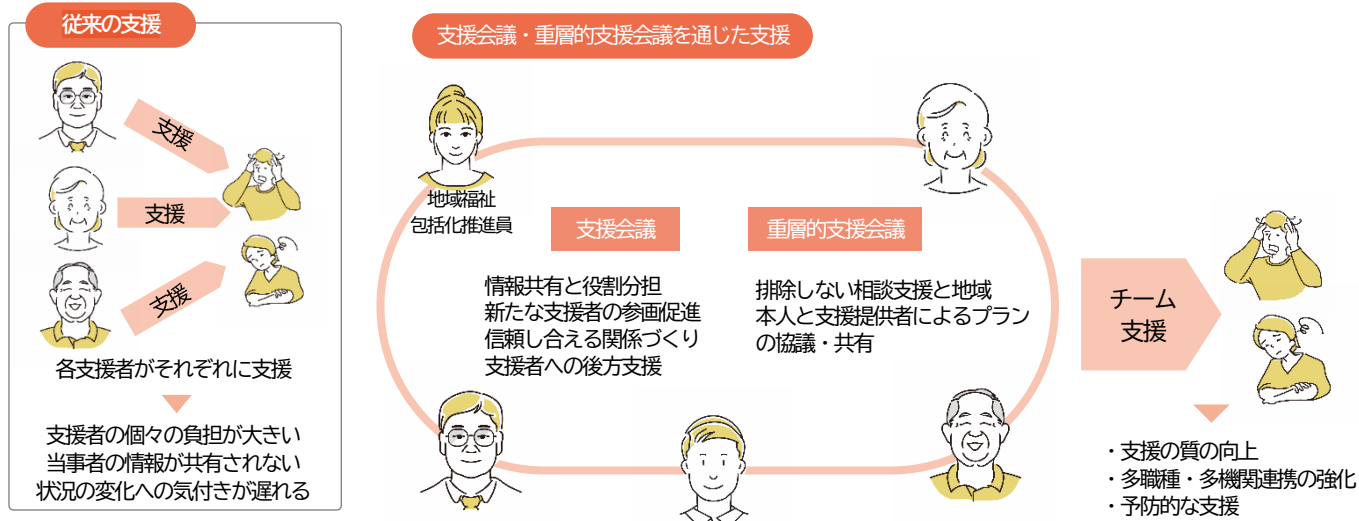
■図表● 外国人の相談件数の推移



● 多機関協働による包括的なチーム支援

精神疾患や障がい、介護、難病、8050世帯、ヤングケアラー、支援拒否など、多様化・複合化した生活課題に直面する世帯に包括的に対応するため、支援会議や重層的支援会議を開催し、多機関協働によるチーム支援を行っています。

■図表● 支援会議・重層的支援会議を活用したチーム支援のイメージ



■図表● 支援会議等の開催回数

	2022 (令和4)	2023 (令和5)	2024 (令和6)	2025 (令和7)
支援会議	11 件	11 件	15 件	15 件
重層的支援会議	0 件	0 件	0 件	3 件

● 地域支援研究会の取組み

地域支援研究会では、現場の実践的な課題から研究テーマを設定し、多様な社会参加や地域づくりの視点を持った重層的な支援体制づくりを検討しています。

2025（令和7）年度は、属性や世代を超えた地域生活課題の把握と解決に向けた試行的な取り組みの検討を行いました。2021（令和3）年度からは、相談支援を担う専門職を対象に、①属性を問わない相談支援、②多機関協働、③地域づくりに向けた支援の3部構成の研修会も併せて開催しています。

施策⑥ 包括的支援体制を整備する

今後やるべきこと

- ◆ 重層的支援会議への多様な主体の参画
- ◆ 支援会議などを活用した多機関協働の推進
- ◆ 多分野の相談支援機関の情報共有と連携強化
- ◆ 包括的な支援を担う人材育成と支援機関の機能の強化
- ◆ 支援が届いていない人や支援を拒否する人（セルフネグレクト）をアウトリーチ等の持続的支援により、伴走できる支援体制づくり

具体的な取組み

（１）支援会議・重層的支援会議の推進

高齢・障がい・こども・困窮の各分野が、世帯全体の自立を包括的に支援できるようにするため、個々の事案に関する情報の共有、複合的な生活課題の解決、予防的な支援体制の構築を推進します。

- ◇ 支援会議における効果的な情報共有の推進
- ◇ 多職種・多機関連携の促進

（２）多分野の相談支援機関の連携強化

多様化・複雑化する地域生活課題に迅速かつ包括的に対応するため、多分野の相談支援機関の連携を強化します。

- ◇ 地域支援研究会※を通じた人材育成と支援体制整備の検討
- ◇ 多機関協働の専門職合同研修会の実施
- ◇ 相談支援窓口の連携強化（総合的な福祉拠点の整備）

※**地域支援研究会**：行政と民間の相談支援機関の実務者で構成され、地域支援に求められる能力開発と包括的な支援体制を検討する研究会。

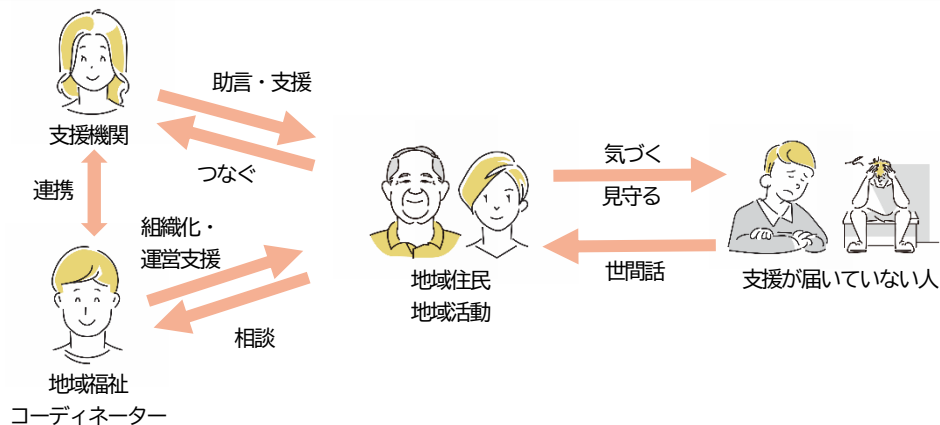
（３）支援機関と地域福祉コーディネーターとの連携・協働

相談支援機関と地域福祉コーディネーターの連携により、地域の居場所づくりを推進し、相談支援体制や見守り体制を強化します。

- ◇ 潜在的な生活課題を抱えている人へのアウトリーチ支援※
- ◇ 社会福祉法人や民間企業等が地域活動に参画しやすい環境づくり

■図表● アウトリーチ支援のイメージ

地域活動団体等が必要な情報や支援が届いていない人を発見し、支援機関などにつなぐとともに見守ります。



進行管理の視点

-
-
-

	指 標	現状値 (2023 (令和5) 年度)	目 標
1			

※アウトリーチ支援：必要な情報や支援が届いていない人に支援機関と地域住民が連携しながらアプローチして支援を行うこと。

4 体制を整える

施策⑦ 地域づくり・参加支援を推進する

福祉サービスの担い手不足が懸念される中で、住民が主体となった地域での支え合いの重要性が高まっています。多様な主体が協働する地域づくりを推進するとともに、就労・ボランティア・地域活動への参加機会の拡大を図ります。

現 状

● 担い手不足は深刻

住民主体活動が活発に行われている一方で、地域の担い手の不足が顕著となっています。地域福祉コーディネーターへのヒアリングでは、担い手が固定化しており、全体的に高齢化する傾向にあることや新たな地域づくり人材に出会うことが少なくなっていることが指摘されています。また、町内会や子ども会の加入率の減少が進み、これまでの地域コミュニティのあり方が揺らいでいます。

また、市民活動支援センターの活動団体の登録数は、200 団体前後で推移していますが、会員数は減少傾向にあります。活動団体等へのヒアリングによると、活動者の高齢化が進んでいる一方で、定年の延長などにより新たな担い手の確保が難しい状況です。

このため、新たな担い手の発掘や育成、多様な主体の参画が必要となっています。

● 市社会福祉協議会のボランティア活動

市社会福祉協議会のボランティアセンターは、広く住民のボランティア活動への参加を促進し、活動の活性化に取り組んでいます。市民活動支援センター（ささえ愛センター）内に相談窓口を設置し、ボランティア活動をしたい人やボランティアを依頼したい人の調整を行っており、相談にはボランティアコーディネーターが対応しています。

2026（令和8）年度の登録団体は118団体1,710人で、個人登録が25人となっています。活動内容は、障がいのある人への支援や国際交流、読み聞かせ、防災・防犯など多種多様です。

登録者数は堅調に推移していますが、ボランティア活動者の高齢化、担い手の確保は多くの団体の共通の課題となっています。

また、災害時には、本市との協定により、大規模な災害が発生した場合、被災者の支援を円滑に行うため、災害救援ボランティアセンターを設置・運営することとなっています。

災害救援ボランティアセンターは、被災地において、ボランティア活動希望者を受け入れ、被災者等のニーズに合わせて、ボランティアを派遣するなどの需給調整を行い、ボランティア活動全般を円滑に行うことができるように支援するための拠点となります。

市社会福祉協議会では、総合防災訓練や年に1回開催している災害救援ボランティア体験研修会等で災害救援ボランティアセンターの設置・運営の訓練を実施し、いざという時に備え準備をしています。

● かすがいいいきポイントの登録者は拡大中

2024（令和6）年度から開始されたかすがいいいきポイントは、高齢者のいきがいづくりの支援と継続的な社会参加を促進するため、65 歳以上の市民に、対象となる趣味活動や地域活動などを行った際に、スマホ専用アプリを使用し電子マネーに交換できるポイントを付与しています。

現在は、市内 23 カ所の公共施設を対象としており、2025（令和7）年度時点で、3,198 人がアプリを登録し、市内で行われるボランティア活動や健康づくり事業に参加しています。また、本事業により外出機会の創出や参加意欲の向上が見られ、継続的な活動参加や参加者同士の交流の広がりなど、地域の活性化や健康づくりの推進に寄与しています。

● 障がいのある人への接し方に関する市民の意識と課題

福祉に関するアンケートの一般市民調査の結果では、身体障がいについては「手助けしてよいか迷った」、知的障がいについては「そもそもどう接してよいかわからなかった」、精神障がいについては「その障がいについてよく知らないので答えられない・これまで接したことがないのでわからない」がもっとも多く、「特に戸惑ったことはなかった」という回答はすべての障がい種別において 20%未満でした。障がい者の参加を支援するには、市民の障がいへの理解促進と障がいのある人との交流の機会の創出が重要です。

施策⑦ 地域づくり・参加支援を推進する

今後やるべきこと

- ◆ 新たな担い手、団体の発掘
- ◆ 担い手同士の横のつながりの構築
- ◆ 市民活動団体の活動促進
- ◆ 住民主体活動のさらなる拡大
- ◆ 多様化する住民ニーズに対応する新たな価値の創造
- ◆ 地域内のネットワーク構築、社会活動の推進
- ◆ 市、市社会福祉協議会、企業、大学が連携・協働できるしくみづくり
- ◆ 住民相互の助け合い体制の構築
- ◆ 障がいのある人やこども、ひきこもりなどの社会的孤立状態にある人が参加できる住民主体活動の推進
- ◆ 障がいへの理解を深める市民意識の醸成

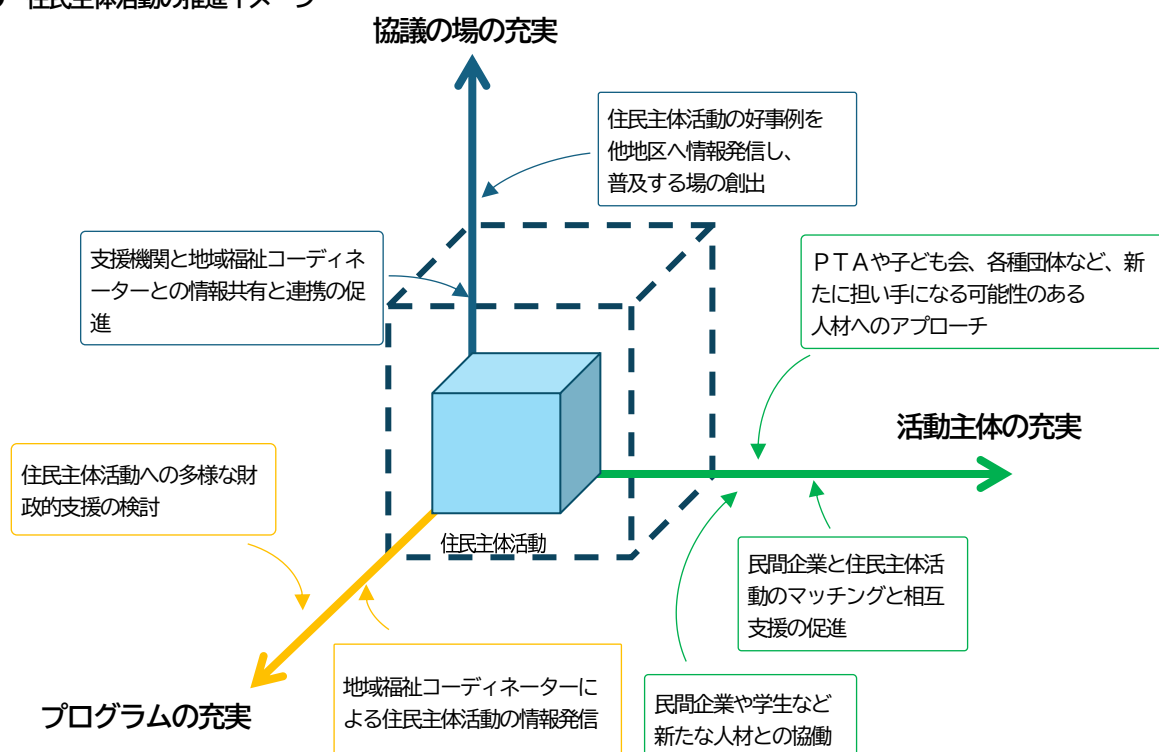
具体的な取組み

(1) 住民主体活動の拡大の促進

住民主体活動の好事例の水平展開や活動の発展に向け、住民主体活動に関する情報の発信・共有や地域づくりを推進します。

- ◇ 地域福祉コーディネーターによる住民主体活動の情報発信
- ◇ 住民主体活動の好事例を他地区へ情報発信し、普及する場の創出

図表● 住民主体活動の推進イメージ



（２）多様な主体の参画促進

地域の事業者や大学生、町内会、地域の活動団体など、多様な主体の住民主体活動への参画を促進します。また、地域における障がいのある人の参加や交流の支援を促進します。

- ◇ PTAや子ども会、各種団体など新たに担い手になる可能性のある人材へのアプローチ
- ◇ 民間企業や学生など新たな人材との協働
- ◇ 障がいのある人の地域活動の機会創出の支援

（３）支援機関の地域づくりへの参画促進

地域包括支援センターや障がい者生活支援センター、こども家庭センターなどの支援機関と地域福祉コーディネーターの連携を強化し、個別課題を通じた地域生活課題の把握と資源開発に取り組みます。

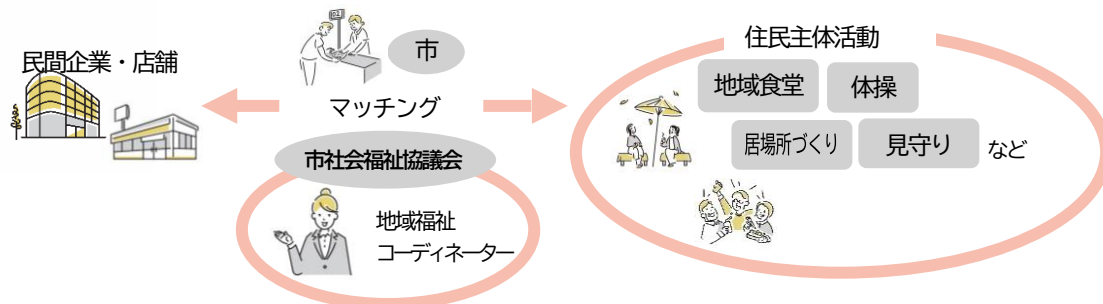
- ◇ 支援機関と地域福祉コーディネーターとの連携強化と資源開発の促進

（４）民民協働の推進

多様なニーズに対応するために、民民協働による民間サービスの活用や開発を推進し、新たな価値を創出します。

- ◇ 地域福祉推進パートナーシップ事業者登録制度を活用した具体的な地域活動とのマッチングの促進
- ◇ 移動支援や買い物支援などへの参画促進
- ◇ 住民主体活動への多様な財政的支援の検討

■図表● 企業・店舗と住民主体活動のマッチング



(5) 地区社協の活動の支援

地区社協の活動を支援するため、活動費の助成や企画・運営に関する情報提供、地区社協間の連絡調整などを行います。2026（令和8）年度に地域共生社会の実現に向けた制度改正を実施し、市民の創意工夫による福祉活動を尊重する枠組みに転換しました。今後は福祉活動の拡充を図るとともに、地区社協の役員や協力員などの担い手確保に向けた支援を行います。

◇ 多様なサロン活動の拡充

<実施計画>

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
対象者を限定しない共生サロン数	○件	○件	○件	○件
子育て子育てサロン数	○件	○件	○件	○件
高齢者サロン数	○件	○件	○件	○件

◇ 地区や団体を越えたつながりの創設

<実施計画>

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
団体間共同開催によるつながり事業数	○件	○件	○件	○件

◇ 地域見守りの拡充

<実施計画>

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
地域見守り事業数	○件	○件	○件	○件
事業の見直し		検討	改正	拡充

(6) ボランティア活動の活性化

見守り活動や助け合い活動など、多様なボランティア活動を推進するとともに、Instagram 等を活用したボランティア活動の情報発信や参加者の掘り起こしなど、活動の幅を広げる支援をします。

- ◇ ボランティア支援機能の強化（総合的な福祉拠点の整備）
- ◇ 若年層のボランティア活動の機会の充実
- ◇ かすがいいいきポイント※の活用を検討
- ◇ ステップアップが可能な段階的な養成講座の実施

※かすがいいいきポイント：対象施設で行われる市民講座やサークル活動などへ参加することでスマートフォンのアプリを使ってためられるポイント。たまったポイントは、電子マネーへの交換などに使用できる。

進行管理の視点

■

■

■

	指 標	現状値 (2023 (令和5) 年度)	目 標
1			
2			
3			

第5章

介護保険事業

1 介護サービス等の利用者数の推計

2 施設整備計画

3 給付費等の推計

4 保険料基準額の設定

第6章

障がい福祉

本章の位置づけ

本章は、障害者総合支援法に定める「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法に定める「市町村障害児福祉計画」の趣旨に則り、地域の実情に応じた施策を推進するために必要な事項を記載するものです。

1 障がい福祉サービスの需給見通し（相談支援を除く。）

（１）障がい福祉サービス必要量と見通し（居宅・施設・就労等の需給バランス）

障がい種別の利用ニーズ及び地域移行の方向性に基づき、居宅介護、生活介護、就労系サービス等の必要量を算出するとともに、高齢化、重度化等の社会構造の変化及び地域移行支援を考慮し、障がい福祉サービスの需要を推計します。

※別紙活動指標（障がい福祉サービス）を差し込む予定

（２）障がい児通所支援等の必要量と見通し（児童発達支援・放課後等デイサービス等）

障がい児支援の利用ニーズに基づき、児童発達支援及び放課後等デイサービスの利用児童数の推移から需要を推計します。

※別紙活動指標（障がい児福祉サービス）を差し込む予定

（３）サービス量の確保に向けた方策

障がいのある人のニーズに応じた支援が地域で途切れることなく提供される体制を構築するために、必要なサービス量を確保する必要があります。

地域における社会資源の現状と将来推計等から、不足するサービス分野を分析し、必要な支援が安定的に受けられる環境を整備します。

2 地域生活支援の推進

(1) 地域生活支援事業の実施体制と見通し（移動支援・日中一時支援等）

移動支援や日中一時支援など、生活の質を向上させる地域生活支援事業について、利用状況を把握するとともにサービス需要を推計します。利用者ニーズ及び実情に応じた柔軟な提供体制の検討を進めます。

※別紙活動指標（地域生活支援事業）を差し込む予定

(2) 地域生活支援拠点等の機能強化（緊急時の受け入れ＋相談支援体制等）

緊急時の受け入れ機能と、相談支援体制を連動させた地域生活支援拠点について現状の課題を把握し、地域生活を継続するための機能を強化するため、関係機関との連携体制の明確化を図ります。

①※別紙活動指標（地域生活支援拠点）を差し込む予定

（現状分析を記載します。）

②緊急時の受け入れ＋相談支援体制等

3 相談支援体制の充実・強化

相談支援は、障がいのある人やこどもが、自らの希望に基づき自立した日常生活・社会生活を送るうえで欠かせないサービスです。本市では、質の高い相談支援体制の構築をめざし、すべての利用者が自らにとって最適なサービスへ円滑につながり、安心して暮らせる環境の整備を推進します。

(1) 計画相談支援及び障がい児相談支援の整備状況と見通し

障がい福祉サービスの利用等を支える相談支援の状況を把握し、必要量に見合った相談支援専門員の配置状況を推計します。

※別紙活動指標（計画相談支援、障がい児相談支援）を差し込む予定

(2) セルフプランの現状分析とのぞまないセルフプランの解消に向けた取組計画

障がい福祉サービスの利用にあたり、専門的な視点による調整がなされないまま作成される「のぞまないセルフプラン」は、適切な支援が行き届かない懸念があります。本人及び家族の意向を丁寧に汲み取る「伴走型支援」を強化し、希望者が相談員によるサービス利用計画作成へとつながる体制の確立をめざします。

(3) 解消に向けた具体的な相談支援体制確保

複雑化・多様化する相談ニーズに対応するためには、相談支援専門員の質的・量的な確保が不可欠です。人材育成と適切な支援を実施し、地域の相談支援体制を確保します。

4

成果目標

「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に基づき、障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるための提供体制の基盤として、以下の項目を成果目標として設定します。

(1) 成果目標

分類	成果目標	計画期間中の目標値
地域生活移行	施設入所者の地域生活への移行者数	累計 ○○人
地域生活支援拠点	緊急受け入れ相談件数に対する受け入れ割合	100%
精神障がいのある人の地域移行	日中活動系のサービスの支給決定を受けている精神障がいのある人の人数	○○人
就労支援	就労定着支援の利用者数 (福祉施設から一般就労への移行者数)	○○人
相談支援	のぞまないセルフプランの解消件数	○○件 (ゼロ)

(2) 成果目標を達成するための指標

成果目標の達成状況を客観的に判断するため、以下のプロセス指標を活用します。

- 相談支援体制の強化（主任相談支援専門員の配置数、指定相談支援事業所の増設数）
- 地域生活支援拠点（運用検証を行う会議の開催数）
- 就労支援（就労選択支援アセスメント実施人数）
- 障がい児支援（児童発達支援センターによる巡回支援、研修実績）

第7章

計画の推進体制